

1 議 事 日 程（4日目）

〔平成28年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

平成28年9月15日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質 問 項 目
1	上 疆 (10)	<p>1. ごじょう保育所の今後と現状等について</p> <p>(1) 入所できていない待機児童数は、6月議会では市全体で222名だったが、現在は何名なのか伺う。</p> <p>(2) ごじょう保育所の入所児童数は6月議会では177名だったが、6月議会の答弁では不足する保育士をあらゆる方法にて確保に努め、200名定員までの入所ができるよう考えていると言われていたが、そのように200名定員とできるのか伺う。</p> <p>(3) ごじょう保育所の保育士確保を十分行い、職員の休暇等が取れない過酷な状態の職場環境を充実すべきと考えるが、この現状をどのように考えているか伺う。</p> <p>2. 西鉄バス二日市「二日市東口駅～西鉄五条駅」の増便等について</p> <p>(1) このバス路線は、昭和58年に団地バス「東ヶ丘、星ヶ丘、梅香苑線」が開通し多くの利用者があり、便数も多くなり長い期間順調だったが、近年ピーク時の時刻表は把握していないが、平成23年にダイヤ改正後、再度減便され、平成23年時の便数と比較すると1日48便から24便の大幅な減便を強いられている中、高齢者が市役所をはじめ、買い物や病院等に外出することができなくなってますます大変困っている。</p> <p>そのような中で、西鉄バス二日市株式会社においては、太宰府高校への通学区間には大型・小型バス43便を運行している。</p> <p>この現状について市長の所見を伺う。</p>
2	徳 永 洋 介 (8)	<p>1. 子育て支援事業について（発達障がい児（者）支援）</p> <p>太宰府市発達障がい児（者）支援の組織について</p> <p>① 発達障がい児（者）支援の目的・基本理念について</p> <p>② 発達障がい児（者）の支援のための施策について</p> <p>③ 今後の発達障がい児（者）支援の計画と方向性について</p> <p>④ 療育相談室の現状について</p>

3	村山弘行 (17)	<p>1. 長浦台公民館の地震対策及び長浦台5号公園の活用関係について</p> <p>(1) 長浦台共同利用施設(公民館)は玄関と道路は橋になっている。地震で橋が落ちた場合入れなくなり避難所としての役割が果たせない。又、駐車場側からの道路も狭く車いすでは通れない。改善の余地はないのか。</p> <p>(2) 長浦台5号公園はかつて、ゲートボール等利用されていたが、現在は、その活用がなかったため、子ども会等自治会で芋畑にしていた。</p> <p>その後目的外使用で他に移るようだが、その進捗状況はどうか。</p> <p>2. 市発注の公共事業の金額はどのようにしているか、予算の積算の裏付けはどうしているか。一般競争入札と指名競争入札の利点と問題点、併せて最低制限価格の設定は。</p> <p>(1) 市の発注する様々な公共事業又は金額はどのようにして決めているのか。専門的な知識は必要ないのか。専門的な人材の期限付き職員採用の考えはないのか。</p> <p>(2) 任意の団体が様々あるが、受注する企業の差はないか、一般競争入札と指名競争入札の利点と問題点はないか、その基準はどうか。</p>
4	小島真由美 (12)	<p>1. 財務戦略からみる公金の調達、運用について</p> <p>(1) 資金管理の改善に、調達運用の両面から一体的に取り組む必要があると考える。公金管理運用方針の策定について伺う。</p> <p>(2) 的確な金融市場動向への対応と、リスクマネジメントを実現する財務戦略が重要であると考え。起債活動の効率性、資金調達の効率性等本市における取り組みの現況を伺う。</p> <p>(3) 戦略的財務活動のための体制整備、人材育成について伺う。</p>
5	森田正嗣 (4)	<p>1. 「障害者差別解消法」(平成25年法律第65号)実施の取り組み状況について</p> <p>同法は平成28年4月1日施行となっている。上半期を過ぎようとしている現在、障害者を理由とする差別の解消に向けた市の取り組みについて伺う。</p>
6	笠利毅 (7)	<p>1. 中学校「完全」給食の早期実現について</p> <p>(1) 学校給食改善研究委員会からの答申、教育委員会からの報告、議会からの要望書について</p> <p>(2) 市長及び教育委員会の考えについて</p> <p>(3) 実現までの課題と道筋について</p>

7	門 田 直 樹 (16)	<p>1. ICT推進と情報公開について</p> <p>市のホームページが新しくなったが、改善された点などを伺う。また議会審議や各種計画の策定経過などは積極的にICTを推進し情報をわかりやすく公開するべきと考えるが市長の所見を伺う。</p> <p>2. 手話言語条例の制定について</p> <p>手話を言語として位置づけ、普及をめざす手話言語条例の制定が各地の自治体で進んでいる。条例により手話通訳者をタブレット端末で呼び出したり、聴覚障がい者による手話授業を小中学校で行うなどの取り組みを行っている。本市での条例制定について所見を伺う。</p>
---	-----------------	---

2 出席議員は次のとおりである（18名）

1番 堺 剛 議員	2番 船 越 隆 之 議員
3番 木 村 彰 人 議員	4番 森 田 正 嗣 議員
5番 有 吉 重 幸 議員	6番 入 江 寿 議員
7番 笠 利 毅 議員	8番 徳 永 洋 介 議員
9番 宮 原 伸 一 議員	10番 上 疆 議員
11番 神 武 綾 議員	12番 小 畠 真由美 議員
13番 陶 山 良 尚 議員	14番 長谷川 公 成 議員
15番 藤 井 雅 之 議員	16番 門 田 直 樹 議員
17番 村 山 弘 行 議員	18番 橋 本 健 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（28名）

市 長 芦 刈 茂	副 市 長 富 田 謙
教 育 長 木 村 甚 治	総 務 部 長 石 田 宏 二
地域健康部長 友 田 浩	総 務 部 理 事 兼 公 共 施 設 整 備 課 長 原 口 信 行
建設経済部長 井 浦 真須己	市民福祉部長 濱 本 泰 裕
観光推進担当部長 兼 観 光 経 済 課 長 藤 田 彰	教 育 部 長 緒 方 扶 美
上下水道部長 今 村 巧 児	教 育 部 理 事 江 口 尋 信
総 務 課 長 田 中 縁	経 営 企 画 課 長 山 浦 剛 志
文書情報課長 百 田 繁 俊	管 財 課 長 寺 崎 嘉 典
地域づくり課長 藤 井 泰 人	元 気 づ け り 課 長 伊 藤 剛
文化学習課長 木 村 幸代志	市 民 課 長 行 武 佐 江
福 祉 課 障 がい 福 祉 担 当 課 長 菊 武 良 一	保 育 児 童 課 長 中 島 康 秀
建 設 課 長 山 口 辰 男	都 市 計 画 課 長 木 村 昌 春
学校教育課長 森 木 清 二	上 下 水 道 課 長 古 賀 良 平

会計管理者
兼会計課長 小島 俊 治

監査委員事務局長 渡 辺 美知子

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 阿 部 宏 亮

議 事 課 長 花 田 善 祐

書 記 山 浦 百合子

書 記 高 原 真理子

書 記 力 丸 克 弥

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

10番上疆議員の一般質問を許可します。

〔10番 上疆議員 登壇〕

○10番（上 疆議員） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告いたしております2件について質問をいたします。

1件目に、ごじょう保育所の今後と現状などについて、3点についてお伺いいたします。

まず、1点目に、入所できていない待機児童数は、6月議会では市全体で222名でしたが、現在は何名なのか、伺います。

次に、2点目についてであります。ごじょう保育所の入所児童数は、6月議会では177名でしたが、6月議会の答弁では不足する保育士をあらゆる方法にて確保に努め、200名定員までの入所ができるよう考えていると言われておりましたが、平成29年4月には200名定員とできるのか、ご答弁ください。

次に、3点目についてであります。ごじょう保育所の保育士確保を十分行い、職員の休暇等がとれない苛酷な状態の職場環境を充実すべきと考えますが、この現状を具体的にどのように考えておられるのか、伺います。

2件目に、西鉄バス二日市、二日市東口駅から西鉄五条駅の増便等についてお伺いいたします。

この件については、平成23年12月議会で一般質問いたし、当時の前市長と議論いたしました。西鉄バス二日市に対して積極的な要望をされた経緯は全然ありませんでしたし、何の回答もありませんでした。このバス路線は、昭和58年に団地バス東ヶ丘、星ヶ丘、梅香苑線が開通し、多くの利用者があり、便数も多くなり、長い期間順調でしたが、近年、ピーク時の時刻表は把握はしていませんが、平成23年にダイヤ改正後、再度減便され、平成23年時の便数と比較すると、1日に48便から24便と、50%の大幅な減便を強いられている中、高齢者が市役所を初め、買い物や病院などに外出することができなくなって、ますます大変困っております。

そのような中で、西鉄バス二日市においては、太宰府高校への通学区間には大型や小型バス43便を運行されていることから、この太宰府高校口から1台を西鉄五条駅に運行していただき、その便を五条駅から五条台、東ヶ丘、星ヶ丘、梅香苑線、梅香苑入り口、君畑、西鉄二日市東口までと、西鉄二日市東口から五条駅までの往復間について、せめて1時間に最低でも2便にダイヤ改正ができるようにしていただきたく考えておりますが、この件については、市長は具体的にどのように考えておられるのか、ご所見を伺います。

なお、回答は件名ごとをお願いいたします。

以下、再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 皆さん、おはようございます。本日もよろしくをお願いいたします。

1件目のごじょう保育所の今後と現状等についてご回答申し上げます。

本市におきまして入所できていない児童は、9月1日現在、244名となっており、今後とも保育所の定員増の取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。

また、ごじょう保育所の保育士確保につきましては、8月1日付で3名の保育士を市職員として採用し、嘱託職員についても1名の採用をしております。

その後も、嘱託職員や臨時職員の採用につきまして取り組みを継続しており、この間、数名の面接や相談も行っている現状です。しかしながら、依然として保育士は不足しており、今のところ200名定員までの入所決定は困難な状況が続いております。

なお、3名の正職保育士の採用によりまして、職場環境の充実につきましては、大きく改善が図られたものと考えております。

詳細につきましては、担当部長から回答させます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） おはようございます。

それでは、詳細につきまして私からご回答申し上げます。

まず、1項目めの待機児童数についてでございますが、本年9月1日現在の入所できていない児童数は244名となっておりまして、6月から22名の増となっております。

次に、2項目めのごじょう保育所の入所児童数についてでございますが、嘱託保育士の採用は、これまでの広報や市のホームページ、ハローワーク等に加えまして、新たに新聞折り込み広告の活用やごじょう保育所での嘱託保育士採用説明会開催など、不足する保育士の確保に努めてまいりましたが、依然として保育士は不足をしておりますして、200名定員までの入所内定はできておりません。このため、今後とも不足する保育士の確保に努めてまいります。

次に、3項目めのごじょう保育所保育士の職場環境についてでございますが、保育士の人数に見合う入所決定を行うなど、職場環境にも配慮した上で、今後も入所児童数を検討してまいります。

なお、保育士の不足につきましては、十分認識しておりますので、引き続き募集をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） 1点目の9月の時期で、現在で244名、待機児童数ということでございますので、これにつきましては、そういう指導であればいいと思いますが、今後まだまだ増えてくる可能性が多いことでもありますので、その辺は十分に保育所関係の皆さんは対応を十分していただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

次の2点目、これが、先ほど言いましたように、前回6月議会に部長のほうから、6月議会の答弁では不足する保育士をあらゆる方法にて確保に努め、200名定員までの入所ができるよう考えていると言われておりましたよね。そういう中で、今現在は200名は困難というのが問題であって、来年の4月1日まで、困難じゃなくて200名が入れるように、入所できるようにできるのか、その辺をもう少し詳しく説明ください。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 回答の中でもお答えいたしましたけれども、これまで以上に、先ほど言いました新聞折り込み広告、また、採用の説明会、そういったものも開催したところでございますけれども、思ったほどの相談、また来所者がいなかったというのが現実でございます。私どもといたしましても、やっぱり一人でも多くの保育士を採用して、200名定員に近づきたいという気持ちは当然持っておりますけれども、今後、どういう方法ができるのか、これにつきまして、また内部でも十分検討して、新たな方策、そういったものも考えていきたいというふうには思っております。ただ、現実問題といたしましては、やっぱりどこの保育所も保育士の確保には随分苦慮をしてあるようでございます。また、他市の状況を聞きましても、やはり保育士の確保というのが、今大きな課題になっているというのはお聞きをしております。そういった中で、今不足している保育士、これが確保できるのかというのは非常に難しい面もあろうかと思っておりますけれども、できる限りのことはやっていきたいというふうには考えているところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） そういうことに大体なっていくのが問題であって、やはり早急にそういうふうにしていかないかと思うんですよね。前回は私が言いましたが、市内には3カ所大学があって、そういう保育士ができ上がっている方があると思うんですよね。そういった部分でのやっぱり市長を初め担当者のほうから、そのそれぞれの学校に協議をさせていただいて、できるだけこちらに入ってもらえるように、その辺はやっておったんですかね。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 各大学等につきましては、今回も、こちら、人事のほうからの働き

かけということになりますけれども、それぞれ各大学の担当者のところを回りまして保育士の確保についてお願いをしてくれているような状況もございます。また、太宰府市内だけではなく、近隣の大学等へも今回の採用のパンフレットを送付するなど、そういったところはおるところでございます。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） 問題は、来年度に保育士を2人程度確保するというので、採用するようにしていますよね。それも危ないんですか。その辺はどうですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 来年度、議員おっしゃいますように2名程度の採用予定をいたしております。第1次試験が今度の9月18日に行われる予定でございますけれども、現在、申込者数といたしましては9名申し込みがあっているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） 9名ということで、中身は私どもが聞くわけにいきませんが、基本的に保育士を2人程度採用ということのようではございますけれども、ごじょう保育所の200名を入所するためには、やはりこの2名程度ではできないわけでしょう。その辺はどうですか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 現在、私どもが想定をしております中では、200名定員に対する保育士の不足数、これは9名ということで考えております。ご存じのとおり、ごじょう保育所には、特に配慮を必要とする子どもたち、こういう子どもたちも多数来ておられます。その子どもたちの状況によりまして、この人数というのは変わっていくとは思いますが、現時点で200名入れるとすれば、あと9名ほど保育士が必要であろうというふうに思っているところで

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） そこでは、やっぱり200名定員を入れるために来年度に保育士を2人程度ということじゃなくて、9名今来ておるのであれば、中身的にこの保育園の子どもたちについては、指導者、保育士はとにかく子どもが好き、子どもやったらもう何でもしていききたいという部分を含めて保育士さんは頑張っておられる、勉強しておられると思うんですよ。そういう中で、2人程度じゃなくて、9名が来ているようですから、そういった部分を数字を私は9名なら9名入れてもらいたいと思うんですよ。そうすると、もう200名は全然できるわけでしょうが。そういう部分を含めて、これは総務のほうと協議いただいて、保育士を、最終的に5名は確保してもらいたいと思うんですよ。そのうち4名残りますから、4名も、何ですかね、補助というか、次の部分でももらえるような形で残すというたらおかしいんですが、4月までに保育士ができないならば、この時期に9名採用することが大事じゃないかなと思います。そうでないと、困っているのは子どもと保護者ですよ。そういう分では、ぜひ200名

が定員、できますように保育士を確保をお願いしたいなと思います。そういうことで、これについては市長、どう思いますかね。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ご質問ありがとうございます。

先ほどの話ですが、私自身も、大学2校、担当者と話をするなり、あるいは責任者と会うなりしまして、いろいろな形でお願いしているいきさつもあります。かねてから申し上げておりますように、当面の一番の課題は保育士確保、渋滞問題、給食問題というふうに思っておりますし、これについては私の責任を持って、というか、全部私の責任なんですけど、最大限の責任を持ってやりたいというふうに思っている次第でございます。

いずれにしても、もともとごじょう保育所が前の体制では90人で、それが嘱託等を採用する形でうまく回ったというか、そういう体制だったわけですが、200人になった形でもって、いろいろなことを考え直さなきゃいけない、体制をつくらなければいけない。あるいは、200人に対して必要な保育士さんは約50名ということで、ほかの保育所に比べると、やはりハンディキャップを負った子どもさんたちが入ってくるということの中で、やはり市の市立の保育所として果たす役割というものは、私は大きなものがあるというふうに十分認識しているつもりでございます。

私としては、もうそういうことでは、やはり保育士確保という問題は大きい問題だと思いますので、私の責任において、来年4月からの、先ほどの上議員がご指摘していただきましたいろいろな方法、あるいはいろいろな形での方法でもって200人の定員確保については全力を尽くしたいというふうに思っております。それと、またいろいろな形で、保育所の新設の問題、新設の提案等も出てきております。やはり働くお母さんを支えるためには必要だと思いますので、保育の問題、保育所、保育士確保の問題、しっかり取り組んでいきたいふうに決意している次第でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） ありがとうございます。

次に、3点目のことですが、この職員の休暇等がとれない苛酷な状態の職場環境があるというふうに言われておまして、私どもそういうふうに耳に入ってきておるんですが、そういった部分で、少しちょっと聞きたいんですが、ごじょう保育所は、先ほど市長も言われましたが、50名ぐらいいるということですがけれども、今の現在は、現在、正職保育士が22名、嘱託保育士が19名、臨時職員さんがフルタイムで1名、及びパートが6名と、合計で48名おられるようですが、この中で非常に厳しいと前から言われておりましたけれども、3名というか、1名はこの間入った3名は、1人はやめられた方があって、2名ですよ、結局増えたのは。だから、そういうことで、2名この中に入ってきたことによって、非常に苛酷な状態が少しは緩やかになったということだろうと思うんですが、これは、総務のほうに聞かにかんどうでしょ

うけれども、正職の保育士22名が1カ月でどのくらい休暇日数をとられているのか教えてください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 平成28年度の統計ではございませんが、平成27年度の状況で申し上げますと、平成27年度は正職保育士は17名おったわけでございますけれども、年平均でいきますと3.7日というところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） 恐らくこの3.7日ぐらいが休まれるということはあろうと思うんですが、非常に少ないっちゃ少ないんですね。そういいながら、この市役所の中の職員も、やっぱりなかなかそれぐらいでしょ。基本的には、もう少しやっぱり休暇がとれるような環境、これは、もう保育所だけではなくて、市全体の職員の皆さんの分で、週休ではないけれども、そういう休暇がとれるのが十何日かあるんですから、そういった部分では、せめて5日ぐらいというか、5日ぐらいというんですかね、5日ぐらいは休暇ができるような形を十分とってやりますと、職員は十分活動ができるだろうと思います。そういった部分では、そういった職場環境を十分今後ともやっていただいて、その辺を含めて職員を、今度数が少ないんですが、もう少し来年の中に入るようになっておりますが、分けていくんでしょうけれども、そういった部分でもう少しやっぱり職員を増やさないと、こういうことが残ってくるので、できたらこの際、正職というか、その中での保育士さんは9名確保していただきたいと私は思うし、どうしてもだめなら5名ということになります。プラス、職員を、パート15名、全体で20名ぐらいは追加していかないと、今、本当に職員は少ないですよ。そういう中で、仕事をするは大変な部分だろうと思います。そういうことで、その辺は十分考えていただいて、検討中でしょうから、そういう部分で出せるものは、この際予算、9名出ているということでしたが、その部分を含めて増やしていただくようにしていただければと思っておりますので、よろしく願います。

じゃ、2件目をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

市長。

○市長（芦刈 茂） 次に、2件目の西鉄バス二日市、二日市東口駅、西鉄五条駅の増便等についてお答えいたします。

この路線は、ご存じのように、西日本鉄道株式会社が運行されております営業路線であり、バス利用者の状況や路線の経営状況により、運行ダイヤも設定されております。

運行開始以来、利用者の高齢化等で通勤手段としての需要が減少したことなどにより、段階的に減便されてきた経緯があるようです。

現在の運行状況は、路線全体で平日は、151便、そのうち五条駅発着の便は63便であり、五

条駅発の便につきましては、西鉄二日市東口行きが24便、太宰府高校入り口行きが7便で、合わせて31便が運行されております。

また、高齢者の皆様が主に外出される時間帯であります午前8時台から午後4時台までの運行状況を見てみますと、五条駅から14便、平均して37分間隔で運行しております。

この路線は、早朝から夜遅くまで運行している点や、筑紫野市の西鉄二日市駅まで直通で行くことができる点など、民間の営業路線ならではの利点がございます。

市といたしましては、このような貴重なバス路線を地域の皆様方に積極的にご利用いただき、路線を維持していくことが大変重要であると考えております。そのためにも、地域の皆様方のご意見、ご要望は、西日本鉄道株式会社へお伝えさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） ありがとうございます。強く要望していただけるということですが、ちょっと少しだけ中身を言って、話をしたいと思いますが、このバスについては、昭和58年に団地バスとして東ヶ丘、星ヶ丘、梅香苑線が開通しまして、今日まで34年間運行してもらいましたが、民間企業といえども、公共交通機関が市や地域の関係者に協議もなく一方的にダイヤ改正をされてきておるんですね。また、その上、星ヶ丘の間近の太宰府高校への通学区間には、大型と小型バスが43便運行されているなど、青山地区住民は大変不便を感じ、大きな不満を持っておられます。地元企業として、もっと地域に密着し、寄り添った運営をされるよう、市長からこれ、先ほど言っていただきましたけれども、こういうことを含めて市長から強く要望していただきたいと思っておりますので、これもあわせてそういうことでよろしくをお願いします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ありがとうございます。本当に先ほど申し上げましたように、語る会でも、とりわけそちらの地域の方からは、やっぱりバスの問題を大変強くといいますか、いろいろな市民と語る会の中で聞いております。ただ、全体的に、先ほど申し上げましたように、高齢化に伴い、やはりお勤めに出る方が変わってきているという状況もあるような形もあるようでして、ただ、いろいろな形で足という、買い物に行く、いろいろなところに行くということは非常にやはりふだんの生活をする上で大事なことでございますので、いろいろな形のことについてはちゃんと伝えていきたいというふうに思っている次第です。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） せっかくですから配付資料を配らせていただいておりますので、そのことについて少しだけ配付資料を見ながらしていきたいと思いますが、配付資料の中で、資料下側、これ、上と下ありますが、上側が五条駅バス停留所出発ですね。下側が西鉄二日市東口バス停留所、東口からバス停留所へ出るんですが、これ、下側のほうが問題なんで、西鉄二日市東バスから五条駅まで来るバスがどうなっているかということがはいつておるわけですね。

この部分でいきますと、この下側ですね、西鉄二日市東口バス停留所の時刻表の左側、緑がついていますが、平日、月から金曜日の関係ですが、西鉄五条駅には26便来るんですね。来ることは来るんですが、これが、上側になりますと、帰りがけが24便しかないという、何かよくわからないんですが、これは、高校生に入っていく部分があるのでこういうふうになっているんだろうと思いますが、こういう形ですね。それから、二日市東口のもう一つ下側の、これ、ちょっとマルポツがちょっと見にくいですが、太宰府高校の高校口ですね、これが43便出るんですね。合計出すと、これ、69便あるんですよ、本当。昔は、もう高校がなかったら全部五条まで来ようだったんですけどもね。そういう部分で、ちょっと説明いたしますけれども、資料下側の西鉄二日市東バス停留所の時刻表の西鉄二日市東口の緑の平日、月曜から金曜の運行時刻表、行き先の太宰府高校行きのバスは43便もあり、西鉄五条行きは26便しかありません。しかも、1時間に1便しか運行していない時間帯が10カ所あるため、先ほど言いましたように、太宰府高校口から1台を西鉄五条駅に運行していただき、これは、もう本当に私どもの星ヶ丘から高校の近くですので、そこにとまっておりますから、その1台を西鉄五条駅に運行していただき、その便を五条駅から五条台、東ヶ丘、星ヶ丘、梅香苑、梅香苑入り口、君畑、西鉄二日市東口まで、それからそういう西鉄二日市東口、五条駅前の往復について、せめて1時間に最低でも2便にダイヤが改正できるようにしていただきたく、市長から西鉄バス二日市バス会社に対し、増便されるよう、これも要望していただきたいと思っておりますが、市長が行かれるときには、私、ついていきたいと思っておりますが、そういう部分で、前の市長は、全然、言うだけでした。全然、私は一緒に行ったことはありませんし、何ね、あんたたちがせにゃいかんぢゃないのというぐらいでした。ぜひ二日市バス会社に、こちらの太宰府駅までのバスはどんどんここに来ますけれども、そういうことで、結構市長も大分協議されておると思っておりますので、このことについて、よかったら私も一緒についていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っておりますが、再度いいですか、もう一度。再度、してください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ご趣旨、しっかり承り進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） これで終わります。

○議長（橋本 健議員） 10番上疆議員の一般質問は終わりました。

ここで10時40分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時29分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前10時40分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番徳永洋介議員の一般質問を許可します。

○8番（徳永洋介議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従って質問させていただきます。

1970年に現在の障がい者支援体制の基本である障害者基本法が成立しました。2004年に障害者基本法が改定され、都道府県及び市町村が障がい者支援のための施策を制定することが義務づけられました。発達障害者支援法は、同じく2004年に制定され、その目的は、発達障がい児の早期発見、教育と就労支援の法律です。

これまでの障害者基本法と発達障害者支援法の大きな違いは、その対象者がこれまでの法律では障がい者と見なされてこなかった注意欠陥多動性障がい、学習障がい、高機能自閉症、アスペルガー症候群などの知的障がいや身体障がいを伴わない障がいを持つ子どもや成人が対象であるということです。

これらの発達障がいは、従来の障がいの概念外であったために、支援の対象になっていませんでした。現在、注意欠陥多動性障がい、学習障がい、高機能自閉症、アスペルガー症候群は、いずれも生育環境による後天的な障がいではなく、生得的な障がいであることがわかっています。近年、そうした理解が得られるまでは、生育環境やしつけ、本人の努力不足などによって社会適応の不全状態と考えられてきました。しかし、発達障がいの本能の理解とともに、生まれつきコミュニケーションや社会適応の困難さを来す障がいであることがわかってきたと言われています。

発達障がいのもう一つの特徴は、その頻度が6%前後と、従来の他の障がいに比べて高いことです。従来の障がい概念の中の一つである知的障がい児の頻度が2%前後であったことを考えると、発達障害者支援法の対象である発達障がい児がその3倍の6%前後であることの意味は、極めて大きいと考えます。

発達障害者支援法では、障害者基本法に準じて、発達障がい児の早期発見体制と学校や職場での支援体制にかかわる施策を都道府県、市町村が責任を持って施行することが義務づけられています。発達障がい児支援の施策は、医療・保健・福祉、教育、労働の全ての分野で施行する必要があると言われています。

しかし、発達障害者支援法は、発達障がい児への支援を都道府県、市町村の義務と位置づけた法律ですが、その理念の実現にはまだ問題があると言われています。

第1に、本法は、理念を定めた法律であり、その履行に関する罰則等がなく、また、施行されてからの年数もまだ短く、多くの都道府県、市町村では、その実行に必要な予算や専門的な人員確保に苦勞している実態があることです。

そこで、太宰府市での発達障がい者支援の施策について、4件伺います。

- 1、太宰府市における発達障がい児支援の目的と基本理念。
- 2、発達障がい児支援のための現在の施策。
- 3、今後の発達障害児支援計画と方向性。

4、療育相談室の現状です。

再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 子育て支援事業、発達障がい児（者）支援につきましてご回答申し上げます。

発達障がいに関しましては、平成17年4月1日に施行いたしました発達障害者支援法によりまして、発達障がいの定義と法的な位置づけがなされ、乳幼児期から成人期までの地域の一貫した支援の促進、専門家の確保と関係者の緊密な連携の確保が求められております。

本市におきましては、発達障がいを早期に発見し、医療機関や療育機関につなげていく必要がありますので、乳幼児健診を担当いたします保健センターと就学前の子どもの発達に関する相談を担当いたします療育相談室のさらなる充実と連携を図る必要があると考えているところでございます。

なお、詳細については、担当部長から回答させます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 詳細につきまして、私からご回答申し上げます。

まず、1項目めの発達障がい児の支援の目的、基本理念につきましては、市長が先ほどご回答いたしましたとおりでございます。

次に、2項目めの支援のための施策についてでございますが、就学前の子どもの発達に関する相談の窓口といたしましては、保健センターの隣にあります療育相談室におきまして対応しておりまして、必要に応じまして医療機関や療養機関へとつなげております。

そのほかといたしましては、市内にあります児童発達支援センターすみれ園への通所や障害者総合支援法によります障がい福祉サービスの利用が可能となっております。

次に、3項目めの今後の発達障がい児支援の計画と方向性についてでございますが、第3次障がい者プランが今年度をもちまして5年間の計画期間が完了いたしますことから、現在、第4次障がい者プランを策定中でございます。

第4次障がい者プランの作成に当たりましては、当事者アンケートや障がい福祉サービス事業所の福祉専門職に対しての課題把握調査等を実施しながら、計画に反映していく予定でございまして、今後の方向性などにつきましては、このプランの中でお示したいと考えております。

次に、4項目めの療育相談室の現状についてでございますが、現在、療育相談室のスタッフといたしましては、常勤の保育士4名、うち2名は嘱託の保育士となっております。このほか週2日勤務の臨床心理士が2名、週1日勤務の臨床心理士が1名、週2日勤務の言語聴覚士が1名の計8名の専門職にて相談業務に対応しております。

平成24年度に解説しました療育相談室でございますが、開設当初は年間91件の相談件数でござ

ございましたが、年々相談件数は増加をしております、昨年度は333件と、開設当初の約3.6倍の伸びを示しております。

このような中、今後、子育て支援センターやごじょう保育所等とのさらなる連携強化が必要になると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 1番でもあったように、基本理念で就学前から就労まで一貫して市のほうでも義務づけられていますけれども、担当となる課というか、トータル的に見る行政の中心的な課というのはあるんですか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 就学前、これにつきましては、今、療育相談室を担当しております障がい福祉担当課、そちらのほうで担当していくことになってまいります。また、小・中学校時期におきましては、学校、そういったところで対応ということになってこうかと思っております。この発達障がいの支援につきましては、就学前、就学中、また就学後と、それぞれの時期に応じてそれぞれ必要な支援というのが異なってまいります。そういったこともございますので、それぞれの立場で支援、そういったものは行っていくような形になっていこうかと思っております。

最後の就学後ということに一つはなっただろうかと思っておりますけれども、これにつきましては、当然、障がいとしての認知をしておりますので、これにつきましても障がい福祉課のほうでいろいろなサービス、そういったところについての提供をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 就学後は、いろいろまた課題もいっぱいあってなかなか難しい問題あると思うんですけれども、基本的には子育て支援センターとかが全体的に見ていくとか、そういうことではないんですか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 子育て支援センター、こちらのほうは、ひとつ子育て支援という大きな目での支援ということになってまいりますので、その中で当然、そういう特に配慮の必要な子どもたち、そういった子どもたちに向けての教室とかも開催はされておりますけれども、基本的には療育相談室がまず基本になってくるだろうというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 就学前ですね、療育相談室とかありますけれども、実際、発達障がいの疑いのある子とか、障がいのある子とか、かなり差はあると思うんですけれども、幼稚園とか保育園、施設以外でのそういう受け入れ態勢は、今、どうなっていますか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

- 市民福祉部長（濱本泰裕） 幼稚園や保育所、そういったところで受け入れができる部分については当然受け入れというのは行っております。先ほどの質問でも申しましたように、ごじょう保育所、こちらにつきましては、特に配慮の必要な子どもたち、そういった方の受け入れも行っているような状況でございます。療育相談室の相談ですけれども、もちろん幼稚園や保育所、そういったところからの相談というの、こちらで受け付けを行っているような状況でございます。
- 議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。
- 8番（徳永洋介議員） 度合いにもよると思うんですけども、やはりその子を預かるに当たって加配職員とか、そういったことはなされているんですか。
- 議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。
- 市民福祉部長（濱本泰裕） 支援を必要な子どもたちを受け入れる場合につきましては、その加配につきましては、市からの補助というのを出しております。また、ごじょう保育所につきましては、支援保育士という形で1名の配置を特別にしているような状況でございます。
- 議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。
- 8番（徳永洋介議員） 次、就学中ですけれども、小・中学校において、今回特に小学校で特別支援学級がかなり増えたと思うんですけども、特別支援学級をつくるに当たっての何か条件とか、どこが判断するのかとか、かなり今回増えて、筑紫地区で担任がいないような状況になったんですけども、そういう特別支援学級をつくるルールとか、何人以上とか、学校判断とか、結局最終は県教委が認めるとか、そういったことをもし今、お答えできればお願いします。
- 議長（橋本 健議員） 教育部理事。
- 教育部理事（江口尋信） 特別支援学級につきましては、基本的に、例えばそれまで肢体不自由のお子さんがないとかということに入學していたというような状況があれば、当然市のほうから県のほうに要望しまして、1名でもその学級が開設するということはあります。基本的に、例えば、今現在あるところで人数が増えていけば、例えば8名、9名、これはなかなか子どもさんのそれぞれの状況があると思うんですけども、今の1学級では難しいという状況であれば、学級の増設を要望して開設されるということがあります。
- 議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。
- 8番（徳永洋介議員） あと就労の実態なんですけれども、太宰府の特別支援学校とかありますけれども、自分の知り合いの教師が東京のほうでそういう特別支援学校勤めているいろいろ苦労している話は聞いたんですが、ただ、自信持って言っているのは、100%の就職、進路で、東京ですけれども。やっぱりどうしても企業、大企業が多いし、国の補助もあって、自信を持って言っていたんですけども、例えば、太宰府特別支援学校とか、太宰府市、みんな何らかの障がいを持たれた方の進路の実態とか、そういったことがもし今わかればお聞かせください。
- 議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 申しわけありませんけれども、そういった数字というのは、今のところ市のほうで把握はできておりません。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 今後のということで、ちょっとお聞かせ願いたいんですけども、就学前の診断によってその子が施設に行くのか、地元の小学校の特別支援学級を選ぶのか、そういう決定する過程というのはどういう形で行われていますか。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 就学前の子どもが、例えば公立の小学校に行くとか、特別支援学校に行くというのは、基本的には就学支援委員会のほうで決定いたします。その過程といたしましては、特別支援教育コーディネーターというのを教育委員会のほうには位置づけておるんですけども、そちらが随時まずは年間を通して保護者の教育相談を受け付けております。学校生活や学習面においての不安とか悩みを伺いながら情報提供を行うとともに、必要に応じて発達心理検査を実施いたしております。発達心理検査については、結果も実施することどまらず、結果までもきちんと保護者に伝えるようにしております。それとともに、6月、9月から学校の要望等も受けまして、これまた、臨床心理士による発達心理検査を実施しまして、保護者と直接面談を行いまして、先ほど言いましたように、面談を行った結果を伝えるようにしております。

それから、保護者の同意が得られたケースについて、先ほど述べました就学支援委員会、これは10月から11月ぐらいにかけて開催するんですが、その場において専門家の方の意見を聞きながら、その子に適した就学先を決定する、決定するというか、それはあくまでも専門家のご意見として保護者に伝えるということになります。それで、最終的にはどういうふうに決定するかというと、保護者にその専門家の意見をお伝えしまして、保護者の方が最終的に判断するというふうになっております。

それから、例えば、保育園、幼稚園においても、気になる子とか何か相談があるということになれば、先ほど言いました特別支援教育コーディネーターが保育園、幼稚園のほうに出向きながら、別のところで検査等を行っていただければ、その検査結果をもらいまして就学支援委員会のほうにそれもかけるようにしております。ですから、実際に小学校、中学校だけではなくて、幼稚園、保育園のほうにも出向いて、子どもたちの様子を実際に見とるようにしております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 例えば、就学前で検査ではわからなくても、入学した後、発達障がいへの疑いがあると。そういった場合には、どういう方向でされていますか。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 今のは、あくまでも小学校に上がる時のことなんですけど、途中で

も、学校生活を送っている中で、例えばそれが何年生であろうと、学校のほう、もしくは保護者のほうから相談があれば、先ほど言いました特別支援教育コーディネーターもしくはスクールカウンセラーのほうで、途中でも発達心理検査等を保護者の同意のもと行うようにしております。そして、就学支援委員会の中に、その子たちも必要があれば専門家の意見を伺うと、その中に入れていただいて、どういうふうに就学先、来年度の就学先を決定していくかということとを協議しております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 済みません。そのコーディネーターの方の勤務というのは、毎日ですか。週2日とか3日とか。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 基本的に週2日です。ただし、どうしても、例えば先ほどの保護者への説明をフィードバックといいますけれども、相手の保護者の方が決まった勤務日ではない日を希望された場合とかは、そこは融通をきかせて保護者の方と必ず直接面談しながら説明するようにいたしております。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） この質問をするに当たって、障がいをお持ちの方の保護者の方にお話をさせていただいたんですが、非常に不安を感じていらっしゃいます。施設に行くのか、地元の小学校に行くのか、保護者の方選べていいじゃないかと思われましますが、結局どっちに行くかによって生活が変わる、弟さん、妹さんがいれば保育園を幼稚園に変えたり、仕事も変えなければいけない。やっぱりその決断するに当たって、物すごく、どっちにしますかだけではなかなか保護者の方の不安。やっぱり就学して、小学校入学して、我が子が発達障がいの疑いがあると。まず、それを認める、保護者の方が、で、教育、専門的な知識を得て教育するという、その辺の不安ですね。できる限りのことされてあると思うんですけども、できれば、就学前と就学中の療育相談室、その辺の連携というか、何かもし不安に思われることがあれば療育相談室に行かれませんとか、できるだけ多くのいろいろな部分を使っていたら。保護者の方が言うておられるのは、うちの子も見てないのに何で施設ですかとか、アンケート書いて終わり、年明けて決まる。物すごく不安を感じていらっしゃるんですね。やっぱり専門的な情報をできるだけ与えて、やっぱりできるだけいい教育環境を、そういう状況で選択というか。そういう意味では、療育相談室の役割というか、かなり件数も増えてきて、やっぱりまずそこから保護者の方と接して一緒に考えていくことができているんじゃないかなあと思うんですけども。そういう意味では、子育て支援センターと療育相談室が機構の中、ちょっと離れて見えるんですよ。ホームページを見ても、やっぱり太宰府市の子どもたち全部を見るのが子育て支援センターの中で、ホームページでも子育て支援センター開いたら療育相談室も入っていいんじゃないかなあと思うんですけども、障がいのほうを開かないと出てこないとい

うか、そういう部分で、何か太宰府市の機構というか、今回、機構改革とかも考えていらっしゃるみたいなので、ぜひ市長の今のお考えをお聞かせ願えたらと思います。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 譲） 徳永議員の質問にお答えいたします。

確かに、今おっしゃるとおり、機構改革の検討中でございます。おっしゃいますように、この障がいの部分につきましては、ご承知のとおり、今年、発達障がいの次の計画を立てるということで強化いたしまして、担当課というところでいたしております。それから、来年度に向けて、できるだけ、今言われましたような連絡のとりやすいような組織に今検討いたしております。できる限り、今のようなことがないようにしたいと思います。今、組織、部が分かれておりましたりして、そういうところもありますので、なるだけ一つのところに集めて連携をしやすいというふうに思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） やはり、少子・高齢化に向けて高齢者問題、保育園問題、子どもの貧困問題、いろいろな課題抱えて、事務処理は大事なんですけれども、やっぱり人、市民の方とする部分で、やっぱり人を増やす部分は増やさなくちゃいけない。何か市役所の方も働きにくい状態があるんじゃないかなと、整理されて、ぜひ機構改革した後に市民サービスがよくなったと市民の方から言われるようにしていただきたいんですけれども。そのため、市長、もっと現場の職員の方の意見を聞かれたらと思うんですけれども、そういう努力はなされていますか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 今年度、市役所改革元年ということで、一番大事なのは、コミュニケーションというふうなことを考えまして、朝礼を回ったり、いろいろなところでのヒアリングをしたりしているということです。私が末端まで把握できているかということ、本当にまだそれにはほど遠いというのが正直なところでございます。やはりいろいろな形での運営の仕方というのを、ひとつ私としては考えなきゃいけないというふうに思っておりますが、その前提としてのコミュニケーションはとても必要なことだと思いますし、まだ全部回れておりませんが、朝礼等も回っておったりしておるということでございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 次ですけれども、療育相談室の件を保護者の方から非常に感謝しているというお言葉、いっぱいもらったんですけれども、ただ、やはりどうしても自閉を持っているお子さんとか、あそこが窓がない、狭い。保護者の方が言うと、においがというようなことをおっしゃっているんですけれども、そういう実態ありますか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 建物の構造上、今の保健センターの奥側という形になっておりました、窓がないというのは現実でございます。なおいにつきまして、ちょっと私、感じたことは

ないんですけれども、やはり空気が循環しないというのは、確かにあの場所、あろうかと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） ぜひ、施設をつくるというと物すごくお金かかると思うんですけれども、今度機構改革もあって、体育協会とかも地域包括支援センターのほうにずれますし、ぜひ、今1階の部分を2階に移動して、せつかくかなりいい効果を上げられていると思うんです。それ以上に、お子さん、保護者の方、環境って大事じゃないかなと思うんですよ。ぜひ早急に、これはやっぱり現場の声だし、市民の声なんで、早急に市長にお願いしたいんですけれども、市長、お願いできますか。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 譲） 先ほどの機構の中でも申しましたとおり、そういうところは検討している段階でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 機構のほうも検討ですけれども、これはもう早急じゃないかなと思うんですよね。かなり多くの方が言ってるじゃないですか。健康面の部分でもって言われる保護者の方もいらっしゃいます。物すごく、やっぱり長時間そこにいらっしゃるとわかるみたいで、かなり気分を害してある方がいらっしゃる。その場が療育相談室にそのまま放置されるというのは、大変に問題じゃないかなと思うんですよね。この部分だけは、今度予算も伴って動きますし、施設を新しくつくれということじゃないんで、何とか早急に市長のリーダーシップでできないか、もう一度お願いします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 副市長答えましたように、機構改革の中で考えていきたいと思っております。いろいろなところ、見直すところ、しっかり考えてやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） やはりそういう現場の声というか、いろいろな市役所の方もいろいろ現場の声があると思うんですよ。ここをこう変えてほしいとか。ただ、名前だけ変えて、何か昔に近いやんとか、そういうレベルの機構改革ならやる意味がない。やはり現場の声を、そのために働きやすい、それが結局市民サービスにつながっていくんで、ぜひ期待していますので、市長の強いリーダーシップで機構改革を行ってください。

以上で終わります。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員の一般質問は終わりました。

ここで11時20分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時09分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時20分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

17番村山弘行議員の一般質問を許可します。

〔17番 村山弘行議員 登壇〕

○17番（村山弘行議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い、2項について質問を行います。

まず、長浦台公民館の地震対策及び長浦台5号公園の活用関係についてお伺いをいたします。

長浦台共同利用施設、以下、公民館というふうに言わせていただきますが、玄関階段は、通路との間にすき間がある状態であります。近年、我が国は、かなりの頻度で地震が発生をしております。東北大震災や、本年4月の熊本、大分での大地震では、いまだに復旧活動が続いておりますし、避難生活はいつまで続くのか、現地の方々は不安の毎日と思っております。多くの人々は、この東北大震災や熊本の大地震は、マスメディアで全国に流れておりますことから、地震の怖さや被害の大きさは十分知っておられると思っております。その危機意識は当然ありますし、本市に住んでおられる市民の方々も同じであろうと思っております。

そこで、長浦台や大佐野周辺は、ご承知のとおり警固断層が走っておるところでございます。長浦台公民館は、市の避難指定場所にされております。皆さんのお手元に配付をしておと思いますが、写真の1番をごらんいただきたいと思っておりますが、この1番の写真が玄関でございます。その下の2番目の写真を見ていただければおわかりと思っておりますが、ここが空間になっております。このような状況で地震を想定した場合、これが落下するのではないかと思うのは当然でありますし、大変気になるところであります。仮にこれが落下をするようなこととなりますと、この1階の部分といいますか、駐車場から玄関に入ろうという通路が確保されると思っておりますが、No.3の写真を見ていただければわかりますように、70cmも満たない、非常に狭隘な道路でありまして、やっと人が1人通れる幅でありますし、車椅子では全く通ることができません。これらに対する対策を早急に実施しなければならないと思っておりますが、市のご所見をお伺いをいたします。

次に、長浦台の5号公園についてお伺いをいたしますが、かつてこの5号公園は、ゲートボール場として地元の人々が大変活用されておりましたが、現在はゲートボールをされる方はほとんどなく、また、何か催し物をするにしても少し狭過ぎることから、ほとんど活用がされない状態でありました。そこで、地元の自治会や子ども育成会、保護者の方々が、この公園の活用ということと、子どもたちの食育を兼ねて、この一部を芋畑として苗植え、草刈り、水やり、そして収穫をし、その芋は暮れの自治会の餅つきの際に焼き芋として大いに楽しんでおられました。しかしながら、これは、あくまでも公園としての使用目的からすれば、目的から外

れておるわけでありますから、これは、結局廃止というふうになったところであります。その後、市のほうが肝いりをしていただきまして、新たに違う場所を見つけていただきましたが、現状では、まだ手つかずの状態になっております。これらについての早急な整備をお願いをしたいと思いますが、その時期などについておわかりになれば明らかにしていただきたいと思っております。

次に、市発注の公共事業の金額というものがどのようにして予算の積算が裏づけされておるのか。また、一般競争入札と指名競争入札の利点、あるいは問題点、あわせて最低制限価格の設置について具体的にお伺いをいたします。

市は、さまざまな事業を企業に発注をしておりますが、その際の金額はどのようにして決めておられるのか。例えば、受注者側が参考になるような数字あるいは金額みたいなものを実態として出しておるのか、そういうことは全くないのか、発注の金額の裏づけ、積算チェックというものが行われているのかないのか、あるいはそういう必要はないのかお伺いをしたいと思います。

それから、さまざまな企業は、任意の友誼団体を持っていると思いますが、それらの団体との市は災害時などに際しての協定みたいなものを結んでおられると思います。昨日も、有吉議員の質問の中でも、市役所だけではなかなか災害復旧はできないということで、関係機関あるいは企業の協力を得なければならないと、こういうご質問回答があったと思いますが、全くそのとおりでありますし、大変市としても、あるいは我々市民としても、そういう団体の協力はありがたいと思っております。市は、その任意団体との災害における協定を結んでおられるのか、あるいはそれぞれの企業と個別に市が協定を結んでおられるのかお伺いをしますし、その協定の際の協定を結んでおる企業は、例えば指名競争入札の際などの点数の加算になるのかどうなのかも、あわせてお伺いをしたいと思います。

最後に、今後余りないとは思いますが、例えば大型のプロジェクト、金額の大きなものが発生をした場合には、大抵設計会社などに例えば建物であれば競争入札を行い、そして、その設計会社の積算した金額が、ほぼ市が発注する金額になっているのではないかというふうに思いますが、そういう場合、市としてその積算の裏づけというか、チェックをするような、その種の専門的な人材を有期限づきの職員として採用し、市としての金額を積算する。そうすれば、より高質で安価なものが出るのではないかというふうに思いますが、見解を求めるわけでありませう。

回答は項目ごとにお願ひし、以下、再質問については発言席にて行わせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（井浦真須己） 1件目の長浦台公民館の地震対策及び長浦台5号公園の活用関係についてご回答を申し上げます。

まずは、1項目めの長浦台公民館の地震対策につきましては、議員がおっしゃるように、長浦台公民館の玄関と道路は1m程度のすき間があり、地震等で階段が落ちた場合は玄関からの

出入りができなくなること、また、公民館1階側からの出入り口はため池と公民館の通路幅が狹隘であることは、議員ご指摘のとおりでございます。災害時の第1次避難場所でございますので、その階段部分の補強や通路の拡幅につきましては、今までも地元自治会と協議をしていた経過がございますので、その経過を踏まえながら、今後は具体的に協議を進める必要があるということを考えています。ですので、自治会、水利関係者、それと建設経済部だけでなく、教育部などの関係部署でしっかりと協議をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、2項目めの長浦台5号公園の活用関係についてでございますが、長浦台5号公園につきましては、長浦台自治会が地域の交流や子どもの食育のための畑として使用されておりましたが、これは、公園の目的外使用となりますことから、本年5月に本来の公園の形に戻していただいたところでございます。

しかしながら、地元自治体との話し合いの中で、これまでの地域の方の交流の場や子どもの食育の場をなくしてしまうということは、地域の活性化に与える影響を大きいと判断しましたことから、現在は市が所有する未活用地で、現在は市と長浦台自治会との間で協定を交わしております長浦台公民館臨時駐車場をその代替地とすることで自治会役員の方と協議を今させていただいており、既にもう実施に向けた準備ということは整っておりますので、あと、自治会と協議をしながら進むという形で考えさせていただいております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 5号公園の件についてはよろしく願いをしておきたいと思っております。

公民館の件ですが、これ、先ほどお手元にも来ていますけれども、左側が池、金網のところは池でして、当初池を少し埋めていただいて、公民館の横の今、駐車場みたいになっているところを広場にしたいという前の自治会長さんの要望などもあったんですが、それはちょっと大変な金額がかかるということで、当時の担当者とお話し合いで、ちょっと困難かなあというふうに思っていますが、ただ、金網とのり面は市の所有地じゃないかなあというふうに思っております。金網を、あと50cmなり、あるいは1mも広げる必要はないと思っております。そうすると、駐車場側から1階の玄関に入れる。これ、玄関の階段といいますか、すき間の対策と、あわせて対応していただけるのかどうなのか、別々なのか。

それともう一点、市の第1次避難所に指定をされておる公民館は、これは市側としては、これはもうここが第1次避難場所ですよという程度なのか、何かあった場合に対策など講じられるのか、ただ指定しているだけなのか、それもあわせてと思っております。

○議長（橋本 健議員） 建設経済部長。

○建設経済部長（井浦真須己） 1点目につきまして私のほうから回答させていただきます。

今、私ども考えていますのは、通路といいますか、階段につきましては、私ども建設経済部の中でも判定といいますか、そういうこともできているので、まずはそういうことを

私どもでさせていただきたいと。地震に対する判定ですよね。それとあと、通路といいますか、1階の公園駐車場からの入り口につきましては、もうご存じのとおり公園を快適に使っていただくという必要もございますもんですから、私のほうで今回答をさせていただいている部分もありますけれども、そういうことも含めて、まずは公園のほうの出入り口というか、1階の狭隘な拡幅のほうを協議をさせていただきたいとか、まず、実施させていただきたいということで、今、進んでるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 私は、地元に来たときに、ちょうど今の公民館が建っておって、それまで上のほうにある平家の、今、いこいの家になっているところが公民館でして、新しい公民館ができるということで、当時余り気にもしなかったんですけども、最近の地震の報道などを見ておきますと、この玄関はちょっと危ないなど。それと、車椅子の人たちなり、体の不自由な方々が公民館に行こうとするときに、もしあそこの玄関がなくなっておればなかなか入れないというのと、かつて市のほうからお聞きしたんですけども、地層が縦に入っておるということで、非常に危険性もあるということでもありますので、これ、地震災害がもういつ来るかわかりませんので、これは、ぜひ地元の心配されている方々もおられますので、早急に対策をしていただきたいということを、まずはこの件についてはお願いをしておきたいというふうに思いますので、1件目めについてはこれで終わらせていただきたいと思います。

2件目の回答をお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いいたします。

総務部長。

○総務部長（石田宏二） 次に、2件目のご質問にお答えをいたします。

まず、1項目めの市が発注する公共工事に係る予算の積算や契約に必要な予定価格の積算についてお答えをいたします。

初めに、予定価格につきましては、契約の目的となる物件または役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡、履行期間の長短及び支払い時期等を考慮して適正に定めなければならないと規定をされておりまして、工事の発注に当たっては、各発注担当部署の職員が福岡県土木工事標準積算基準書や国土交通省公共工事積算基準などの公共歩掛かりに基づきまして、予算の積算や工事の入札契約に必要な予定価格の積算を行っております。

積算に必要な単価につきましては、公共工事設計労務単価並びに市場調査等による単価資料を基本として積算を行っているところでございます。

また、特殊な工法等で公共歩掛かりや市場単価資料等に記載されていないものにつきましては、複数の見積もりを徴収をいたしまして、工事費の積算を行っているところでございます。

工事費の積算に当たりましては、土木、建築、電気、機械、設備工事のいずれも専門的な知

識と経験が必要不可欠でありますので、公共工事を発注する各担当部署には、土木や建築などの技術職員が配置をされております。各部門の公共工事に係る業務を遂行している状況でございます。

ご指摘いただきました専門的な人材の期限つき職員採用につきましては、今後の研究課題とさせていただきたいというふうに思っております。

次に、2項目めの入札における企業の受注の状況と一般競争入札と指名競争入札の利点と問題点というご質問につきましては、初めに、一般競争入札と指名競争入札の利点と問題点について回答させていただきます。

まず、一般競争入札についての利点は、一定の参加資格などの制限はございますが、幅広く参加できる公平、公正な方法であるとともに、競争性が確保できるということがございます。一方、問題点といたしましては、入札に係る公告や審査などの事務手続に期間を要することによる事業発注の遅延でありますとか、不誠実な業者の参入などが考えられます。

次に、指名競争入札につきましては、信用、実績、履行能力、手持ち契約状況、不当行為の有無等を総合的に判断し、選定することにより、工事の品質と円滑な施工確保が期待できるとともに、入札公告や審査といった手続に係る期間が短縮されることが考えられます。

建設業者につきましては、建設業法による経営事項審査の総合数値が県によって定められておりまして、点数によってA、B、Cランク等と格付され、工事金額によってランクごとに入札できる業者が限定され、入札に参加できる業者の数も設定されるという仕組みになってございます。

次に、災害時における支援協定は、団体と締結しているのか、それとも各企業と締結しているのかというようなことでございますけれども、これにつきましては、物資支援等を除き、団体との締結となっております。

また、受注の関係でございますけれども、我が国では頻発する災害と雇用の危機が深まっている中で、市民生活の安心と安全を確保するためにも、建設業につきましては、災害時における応急対策業務に関する協定などを締結をいたしております太宰府市内に本店等がある業者を地場企業育成の観点からも優先して指名をしているのが実情でございます。

次に、最低制限価格設定につきましてご回答いたします。

本市では、太宰府市契約規則において、最低制限価格を設ける場合は予定価格の100分の90から100分の70までの範囲で定めるという条項はございますが、実際に設定した案件は、平成24年度の建築工事に係る一般競争入札の1件のみでございまして、これ以降に最低制限価格を設定した入札はございません。

最低制限価格設定につきましては、発注形態及び工事内容を考慮しつつ、過去の入札結果等も踏まえながら、個別に判断を行っていききたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 少し丁寧にお聞きしたいと思いますが、ちょっと団体と災害時等についての協定というのは、団体とやっていて、それ以外でも太宰府市内に本社があれば、そこでも個別に協定を結ぶということもあり得るということではないですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 先ほどお答えいたしましたように、団体との締結しか行っておりませんで、災害時の支援では、やはり団体としての協力体制、そういったものが得られることが必要になるためということで、団体との締結というような形になっています。個別企業では、ちょっとそこら辺の対応が限定されるというようなこともありまして、そういった形をとっているところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 指名競争入札の際に、それらの協定を結んでるところも若干の加算というか、計算点数で参考にされるではないかという話を聞いたんですが、そのところはどのようにでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） そういった締結をなされていない、そういった団体に入っていないというところを指名しないということではございませんで、そういった優先であり、加盟しなければ指名しないというようなことではございません。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） これは、なぜかという、指名競争入札であれば、指名業者は委員会で決めるというふうに思いますけれども、任意の団体に入っていれば、それは個別企業じゃなくて団体と協定を組んでると、その団体に入っていないところは、やや不利になるのじゃないかという感じがします。これは、私がいろいろ調べてというか、全く職種や業種は明らかにしないという前提ではありますが、この5年間で市が発注をしました仕事が20億505万7,200円ぐらいの中で、その団体に入っておる企業が大体87%ほど入札で落としておる。金額にすると18億4,800万円程度、20億円の中から。団体に入っていないところは、1億5,700万円程度という具体的な数字から見ると、職種は明らかにしないということですが、これ、一般的に言いますと、やっぱり友誼団体に入っているほうが入札などでは非常に有効にというか、有利に落とされておるような感じがします。極力、透明にやっていくべきだというふうに思うことは、それは私のほうも執行部の皆さんたちも、血税でありますから安い金額で質のいいものをというふうに思います。一般競争入札を全ですると、地場産業が非常に苦しくなるというのは理解をします。そこは当然配慮があつてしかるべきだろうとは思いますが、ただ、それとて、地元の企業だからといって点数にげたをはかせるというようなことも、これまたどうかなというのがありますが、地場産業を育成しながら、そして入札が透明化されていくというような方法を

極力とってもらいたい。

全国市民オンブズマンの見解などを聞きますと、落札率が90%を超えたら競争原理はもう働いてないんじゃないかと、こういうお話もあるようでありまして、今年の8月である市町村では95%以上が8割を超えている。中には99%の入札率があったというようなことなどからすると、これは本市ではありません、そういうようなことなどが、今、我々議員も政務活動費の使い方なり、領収証の問題が問われておりますが、この入札の問題というのは、非常にわかりにくいところがありますし、我々議員もなかなかわからんところがありますので、極力わかるようにしていただきたいという要望はしておきたいと思えます。

それから、これは先ほど最後のほうに冒頭申し上げましたんですが、一例として申し上げますと、今からなかなかそんな大きな仕事は出ないのかなと思えますが、今回、11月に落成します体育館を一例として申し上げますと、体育館などというものは、1年後に建てるとかというようなものでは本来ないと思えます。5年だとか6年だとか、事前に議論をし、春日市などでは市民なども入れてどういう体育館をつくっていくかとかという、要は数年かけて大きなものはつくり上げていくと。これは、冒頭申し上げましたように、演台で申し上げましたように、体育館をつくるために当然設計会社に入札を依頼をする。それを出した、その設計会社が持ってきた金額が、そこまでの専門的な知識、先ほど総務部長のご回答では、それなりの専門的な技師のほうでチェックをされるということではありますが、大きい物になるとなかなか専門的な職員さんはいないということで、例えば5年後に体育館を建てるというときに、5年後にこういうものを作りたいという入札が発生しますが、そういう場合、設計を専門的な、例えば体育館であれば何であれ、プールであれ、専門的な職員を有期限つきで採用、例えば3年間なら3年間採用をして、そしてその方たちに3年ほどかけて、その設計の金額がどうなのかということをチェックを積算をしておく、設計会社から出た積算の金額と、それを比較して、これは余りにも高いんじゃないかとか、あるいはどうだこうだというのが言えるし、そういうデータを持つとけば、そういう設計会社が出してきた金額をチェックなり裏づけができるのではないかと、より安価で質のいいものができるのではないかという思いを私はずっとしておりましたので、その辺についての見解をもう一度お聞きしたいと思えます。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） コンサルタント等へ設計、外部委託ということもございます。そういった基本設計の外部委託により概算工事費等の算出をそのコンサルタントが行うことありますけれども、最終的な金額の確認等は担当部署のほうの技術職員が改めて行うというような形になっています。

それと、先ほどからご質問であります、ご提言してあります期限つき職員の採用の件でございますけれども、ご質問の中にも特殊工法とか大規模工事が、そうそうそういった案件がめったにあるものではございません。それで、それらの案件が発生して、必要が生じるちょっと前に3年なりの期限つきの職員採用の考え方はないかということでございますけれども、一方で

は、同じ行政職員でございます福岡県の技術職員が派遣されておる公益財団法人の福岡県建設情報センターといったような、こういったところもございまして、そういったところへ依頼するという方法もあるのではないかとこのように思っております。そういったことも含めまして、今後の研究課題とさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 私どもが昨年来、市民との意見交換会をしております、その際に体育館の関係で補正予算の金額が5億円補正予算が出たときに、私が5億円の内訳をあんた言うてみろと言われて、わかるわけないやないかというふうに言いたかったんやけれどもわかりませんと言うたのが、そういうのが裏づけがあれば、その5億円の補正はこういう中身ですよというて執行部にかわって言うのもあれなんです、そういう意味では、極力、今、総務部長言われましたように、そういう機関を使って明確な予算編成などもしていただきたいというふうに思います。要は、地場の企業が育って、そして使う税金が極力透明になるように、今後とも引き続き努力をしていただきたいということをお願いしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 17番村山弘行議員の一般質問は終わりました。

ここで13時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時50分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番小島真由美議員の一般質問を許可します。

〔12番 小島真由美議員 登壇〕

○12番（小島真由美議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

財務戦略から見る公金調達運用についての質問をさせていただきます。

平成27年度決算報告によりますと、市債残高は238億5,600万円、そのうち地方交付税で措置されるもの、補助金で賄われるものを除く実質負担割合は約21%で、50億9,800万円。一方、基金残高は、総額で45億7,873万6,000円となっています。

健全な市政運営を行う上で、また、自主性を高めていく上で、さらなる自主財源の確保が必要であることは言うまでもありません。しかしながら、歳入の大幅な増加が見込まれない中で、安定して市民の皆さんへサービスを提供していくためには、基金運用や起債の活用は避けて通れないことです。これまで以上に資金調達を含めた資金管理、運用への市の責任は大きくなっていると言えます。

そこで、幾つか質問をいたします。

まず、本市においては、約10年前に資金管理運用方針が策定されていますが、先進自治体では、この運用方針の中で中期、長期にわたる基金運用計画の策定を明記していたり、調達、運用の両面から一体的に取り組む姿勢がうかがえる内容のものもあります。本市の運用方針の内容についてお伺いいたします。

また、既に方針を持っている自治体の中には、近年改正を行っている自治体も少なくありません。本市としても、今後、改正の必要があるのか、その見解を伺います。

次に、起債をする際のその借入先についてお伺いします。

本市におきましては、借入先を決める際、どのような基準で決定されているのでしょうか。現状を伺います。

3つ目に、現在の体制や人材の面についてですが、他の自治体では、資金運用に関してノウハウを持つ職員が運用を行い、一定の成果を上げているところもあるようですが、本市として今後、戦略的な財務活動を行うためにどのような体制整備、人材育成をしていくのかお伺いいたします。

以上、再質問につきましては議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） お答えいたします。

財務戦略から見る公金の調達運用について回答いたします。

本市の将来像であります「歴史とみどり豊かな文化のまち」を実現していくためには、長期的に将来を見据え、各種施策を着実に実行していくことが重要であり、持続可能な財政基盤の構築が必要になるものと考えております。

健全な市政運営を行った上で、限られた公金をいかに活用し、今後、社会保障費や公債費、また既存施設の老朽化に伴う改修費等の増加による厳しい財政運営を乗り越えていくかが求められているところでございます。

このため、地方自治法に規定する最少の経費で最大の効果を上げるよう、効率的かつ安全性を確保し、公金の運用管理に努めてまいり所存でございます。

なお、詳細については、担当部長に回答させます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） それでは、ご質問の詳細につきまして、私のほうから回答させていただきます。

まず、1点目の公金の資金管理運用方針についてでございますが、地方自治法第235条の4第1項及び地方自治法第241条第2項にも規定をされておりますように、公金及び基金につきまして、より確実かつ効率的な保管を図り、管理運用することは、市の責務でございます。

このような中で、平成17年4月1日のペイオフ全面解禁の対策といたしまして、平成17年度に資金調達を行えるように、太宰府市資金管理運用方針を定めたところでございます。

この資金管理運用方針につきましては、適正な資金計画を策定した上で、支払い準備に支障がない範囲におきまして、確実に元本を確保できる資金調達の方針を定めたものでございます。

内容についてでございますが、主に各基金を原資としておりますが、基金取り崩しをもって事業予算に充てていることから、事業に支障がない範囲で安全性を最優先の原則といたしまして、預金と地方債等の借入金との相殺可能額を超えない範囲内での定期預金等や国債等の元本償還及び利息の支払いが確実に、資金元本が損なわれないような債券での運用を行うことといたしております。

しかしながら、現在の国のマイナス金利政策の影響もあることから、思うような資金運用や調達ができていないのが現状でございますので、今後は効率的で幅広く資金の管理運用が図れるよう、資金管理運用方針の見直しに向け、研究してまいりたいと考えております。

次に、2点目の起債についてでございますが、市債につきましては、臨時財政対策債のように、後年度の元利償還に対し、その全額が地方交付税措置されるものや、史跡地公有化事業債のように元利償還の約95%が補助金で賄われるものなどがございまして、各事業を行っていく上で、効率的な起債を積極的に活用することで歳出削減に努め、財政負担を最小限に抑えるよう努力をいたしております。

また、市場公募資金や銀行等引受資金の借り入れにつきましては、金融市場の動向を調査するとともに、資金管理運用方針に沿って、定期預金を預けている複数の金融機関から、元利均等での償還を基本に貸付利率の見積もりをいただきまして、効率的かつ安全性のある借入先を考慮し、起債の借り入れを行っているところでございます。

3点目の現在の職員体制や人材育成についてでございますが、現在、基金残高が約45億7,000万円ほどでございますが、目的を持って基金積み立てを行っていることから、基金ごとに例年支払い準備に必要な事業資金を確保しておかなければならないこと、また、災害等で緊急に必要な資金を準備しておく必要があることなどから、基金全額を運用できていない状況でございます。

このような状況ではございますが、限りある公金をいかに活用し、資金の管理運用を効果的に行い、財政健全化を図っていくことが市民サービスの向上へとつながっていくことと考えておりますので、今後は先進自治体の状況等も調査をしながら、資金管理体制の強化を図るとともに、資金管理に係る職員のさらなる研修を行うなど、人材育成を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） ありがとうございます。

公金の運用については、資金の運用と、それから資金の調達とがあります。資金の運用は、市民の財産とも言えますし、また、資金の調達は市民の負債とも言えます。今、市長のご答弁にもございましたように、地方自治法でも定められているとおり、最少の経費で最大の効果を

上げることは市の責務であると私も思っております。地方自治法第241条第2項に、基金は確実かつ効率的に運用しなければならないと、先ほどもありましたが、この安全性を担保するのは当然として、もう少し効率的に運用ができないか。まず、基金の運用についてから質問をさせていただきたいと思っています。

先にお聞きしたい数字がありますので、済みません、お示しをいただきたいと思うんですが、基金残高は、今、お話がありましたけれども、平成15年の大災害から、底をついた状態から、今、今日まで平成20年に大体20億円台に乗せて、それからようやく倍以上になってきたかなというところであると思っています。しかしながら、この直近の基金残高と年間の運用利回り、そして、運用収益を教えてください。そして、逆に、今度は負債のほうの市債の支払い利息について、決算書を見ると約2億円近くあったと思うんですが、数字を教えてください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 平成27年度末での基金残高につきましては、財政調整資金が31億4,227万3,025円でございます。これを含めまして総額で基金残高は45億7,873万6,279円でございます。基金流用については、総額33億6,969万円を運用いたしまして、0.13%の利回りで452万5,707円の収益があったということです。

それとあれですかね。もう一つ起債の残高ですかね。起債の利息については、たしか2億1,000万円ほどだったと記憶いたしております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） ありがとうございます。負債のほうは2億1,000万円で、それから運用収益のほうは452万円ということで、本当にこのバランスをどう埋めていくか。市債のほうの残高も減らしながら、この利払いについても圧縮できるところもあればしっかりと圧縮をしていく。そして、運用利回りを大きく上に持っていくことができれば、ここを努力していく。こうやって財務戦略を立てていくということは非常に大事なことでありまして、今まで余り日が当たらなかったような戦略なんですけど、今回、私もしっかり勉強させてもらいながら、質問させていただいている次第でございます。

それでは、ちょっと質問させていただきますが、先ほどご説明いただいた資金管理運用方針というのなんですけれども、これについてちょっとご質問させていただきますが、この方針の中での管理また運用の方法についてお伺いをいたしたいと思うんですが、ほかの自治体では、証券会社や銀行から購入した利付国債等の債券で運用して効果を上げているところもございませう。これは、もう元本の保証はちゃんと保証はしていますので、この資金管理運用方針にも定められているかどうかをお聞きしたいのと、債券でのをもし定められてあるのであれば、ちょっと最初の答弁がよくわからなかったんですが、債券での運用を選択肢に入れられないのかどうかというところをもう少し説明をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 資金管理運用方針の中には、基金を基金の性格に応じて短期の運用が可能な資金については元本の安全性を確保した上で、定期預金等での運用を行うというのが1点でございます。それと、あと定期預金等での運用は、預金債権と借入金、地方債債務ですね、との相殺額を超えない範囲とするということ。それと、3点目に、相殺に係る借入金不足の場合は短期、中期の国債等の債券での運用を行うというような形になっております。

議員ご指摘のとおり、債券運用により効果を上げている自治体も多くございますので、本市でも、そういった債券での運用方法について、今後、調査研究をいたしまして、確実かつ効率的な運用に向けて、先ほども申し上げましたように、必要であれば、この資金管理運用方針の見直しも含めて考えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） 債券については、すごく研究の余地がある状況で、債券といってもたくさんあるんですが、短いところであれば、政府保証債から国債に至るまで、20年ものまであるんですが、今、国債には新発債だけでなく既発債というものもありまして、これ、償還があと何年か残したままの利付国債なんですけど、その中には、額面の100円に対して101円とか50銭とか、いわゆるオーバーパーのものもあるんですが、このオーバーパーでも償還差損が発生すると思われて、元本が保証じゃないんじゃないかというふうに思われているんですが、そうじゃなくって、運用利回りを全部オンをしていくと、運用収益が上がるということも、今、非常に金融市場の中で行われていて、先進自治体では、こういう債券を買ったりして運用収益を上げているというようなことでございます。こういう市場に出回っている国債で大きな収益を上げるというのも一つの大きな手段ですし、選択肢を広げていくということに対しては、貪欲なまでになっていただきたいなというふうに思っています。

というのも、今回、地方公営団体金融機構主催の地方公共団体ファイナンス賞というのを受賞した自治体が幾つかあるんですけども、その中に大分県国東市におきましては、基金運用利回りが1.96%。本市が先ほど0.13%でしたので、驚いていたんですが、先週でしたか、一般紙のほうに、宗像市が3%をたたき出したということだったんですが、これは、ちょっとで過ぎかなとは思いますが、張りついとかなないとなかなかこういう数字は上がってこないと思いますし、専門的な知識も中にしっかりとないと、そればかりにかかるとくわけにいきませんので、ここまでは求めませんが、例えば、やはりこの国東市さんがやっているような債券である長期国債とか、超長期国債の債券の取得がえとか、短期政府保証債とか、また金融債、それから社債とか、元本の保証を見ながら幾つかの選択肢を広げていくというようなところをしながら、情報収集を図っていくことというのは非常に大事なことだと思います。

0.13%ってさっきおっしゃいましたけれども、今度、運用利回りを、例えば1%上げるとしたら、運用資金、いわゆる基金の全部を運用するわけにはいかないということなので、0.13%なんで、大体33億円か35億円ぐらいかな、この辺で計算をして、マックス、基金の満

額、46億円までで、大体1%上がったら3,500万円から4,300万円、そのくらいぐらいの金額が純利益を生むことができるというような、要するに市長の今財務戦略の中で、もうけよう、太宰府ということで、原資自体を増やすことも非常に大事なんですけど、今あるお金の中で、また今ある大事な資金をいかに有効に増やして、それを市民サービスに充てていくことができるかということは非常に大事なことで、多くの自治体がここに今、向かっているところなんですね。

流動性を確保しておくために、先ほどのお話の中で、銀行等での短期預金を中心に運用することが常であるというお話がありました。銀行とかでの短期預金を中心に運用することは、非常にわかります、それは。10万人以下の自治体では、本市に限らず、資金不足時に柔軟な運用、繰りかえ運用等を使いながら重視をしているところは多いんですけども、しかし、やはり的確な金融市場動向を研究して、指定金融機関だけで短期で回すだけというような従前以前のやり方というのは、どこかで脱皮をしないと、この0.13%というのが、これでいいんだろかというようなことで、452万円というぐらいの運用利益しか上がらないということなんです。やはりこの運用方法というのは、しっかりと知識をつけながら、研究をしていく余地があるのではないかというふうに思っています。

基金からの繰りかえの運用については、今後研究が必要だと思いますけれども、短期資金の借入れの方法として、先ほど取り崩しということがありましたけれども、債券売り現先取引という手法があります。この自治体での採用が大きく増えてきておりまして、先進地では、特にこの債券売り現先取引というのをしているんですけども、本市におきまして、この現先取引というのを採用できないか伺いをいたします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 繰りかえ運用の件もそうなんですけれども、過年度の状況から、資金需要が高まる時期や特殊な要因がない限り把握できますことから、補助金とか交付金などの歳入と各事業に対する歳出の時期、金額についての的確に管理を図って、一時的に資金が不足するタイミングを推測することといたしておりまして、年度末から5月ごろは、ちょうど工事費の支払い料が高くなることでありますとか、あと10月近く、起債の償還時期にもかぶさってくることから、この辺については、金利については、この時期は換金性の高い普通預金で今、基金の繰りかえ運用をするなどして対応しているというような状況でございます。

先ほどの現先取引のことでございますけれども、今のところ、本市では債券の運用を行った実績はございませんけれども、現在の資金管理運用方針におきましては、満期償還期限までの保有を原則としております。このため、短期での取引を前提とはいたしておりませんで、実際に債券の運用をするために、この運用方針を見直す際にそういったところを参考にさせて、見直しをかけていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番小嶋真由美議員。

○12番（小島真由美議員） また、この短期の年度末から5月ぐらまでの運用方針というのを  
どういうふうに立てられて、また、何か基準とかがあれば、またお示しをいただきたいと思  
うんですが、その辺は何かありますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 先ほども申しますように、基準といえますか、資金の需要が高まる時期  
は、先ほども申し上げましたように、年度末から5月ごろと、それと9月末から10月にか  
けて、ここのタイミングが一時的に資金が不足するということは、もう例年のことでござ  
いますので、そここのところで判断をしているというところでございます。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） 実は、この川崎市なんですけれども、川崎市は繰りかえ、または  
一時借入れ、現先取引、歳計現金や歳計外現金での資金繰りを含めた、こういった短期のお  
金をどうやって回せば一番運用率がいいのかということとずっと6パターンぐらいにシミュ  
レーションをされているそうです。一番効率的だったのが一時借入れということだったよ  
うなんです、そういったものの資金繰りとか短期運用を図っていく上で、調査研究をや  
っぱりしていきべきじゃないかなあと思いますし、毎年毎年同じリズムでやってくる  
わけで、資金が底をつくというか、本当に5月までがどういった話し合いをするのか  
とか、5月以降にはどういったことをするのかというリズムというのが、お金の出し  
入れの中というのは、市があると思うんですが、そこに合わせて、やはりきち  
とした運用計画を立てていかないと、なかなかしつかりとした運用はできな  
いんじゃないかなというふうに思います。

最後に、ちょっと基金については提案させていただきたいというか、意見を述べさ  
せていただきたいんですが、目指すべきポートフォリオとして、公金運用であること  
から、安全性を重視して資金調達と整合性を図っていくというのは、ずっとおっ  
しゃっているとおりでございますが、各年度一定額を購入し、やっぱり金利変動  
リスクの分散を行っていく上でも、各年度一定額を購入していくという、債券を  
です、購入していくというようなことをやっていただきたいと  
思います。金利変動リスクの分散を行うということもそうなんですけれども、  
安定した資金運用を行うための効果的なポートフォリオをまず10年、20年と  
これから老朽化してくるようなところでの方針の中で、この基金の毎年毎年  
の積み立てというところのポートフォリオを考えていきべきじゃないかな  
というふうに思います。

基金の取り崩しがあるからということであれば、本当に目の前の資金繰りのための  
基金かといえば、全くそうじゃないわけで、そこら辺はしっかりとポートフォ  
リオをしっかりと構築をしなければ、そう言われても仕方がないようになって  
しまいますので、ぜひこの件をお願いしたいと思いますし、資金需要が最低  
となる5月末の資金残高から、今後廃止が見込まれる基金などを除いて、  
一般会計の財源不足から来る財政調整基金の取り崩し要素も加味をして、  
今おっしゃったところを加味して、今後10年間の長期運用可能額を計算  
をして、ボトムラインというところをしっかりと決めていただきたい。そこ  
を決めないと、要するに出るお金と入って

くるお金のバランスだけで、毎年毎年やってしまっていて、結局長期的な展望に立てないというのが、この運用のやり方のまずさじゃないかなあというふうに思いますけれども、この辺、しっかりとお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

基金のほうは、この辺の見解を述べさせてもらったんですが、今度は資金の調達、市債のほうでございますけれども、これについてお伺いをしたいと思います、部長より先ほど定期預金を預けている複数の金融機関から元利均等で借り入れているとの答弁がございました。あったと思います。起債の引受先について、そういった元利均等という言葉が出たんですが、この償還条件についてなんですけれども、たしか公的資金は、確かに元利均等方式というのは、一つのパックになっていて、一つ設定をされているんで、これはいたし方ないと思うんですが、市中銀行では、元利均等と元金均等というのがあるんですね。元金均等のほうが、どう考えても元金が減っていくスピードが速いわけですから、利払いの総利払いについては、元金均等のほうが有利だと思うんですね。今後、民間資金とか市中銀行などにシフトしていくことについても含めまして、この辺の見解をちょっともう一回お聞きしたいんですが。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） ご指摘のとおり、元金均等での償還の総額でいえば少なくなります。元金均等方式は、借り入れ直後の負担が大きくなることから、今まではこういった負担の平準化をするために元利均等方式を多く採用してきたところでございます。公的資金についても、元金均等での借り入れを行うことは可能でございますので、借り入れの方法につきましても、今後研究をしてみたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 12番小畠真由美議員。

○12番（小畠真由美議員） 最初の支払いがちょっと高いということで、そのとおりなのかわかりませんが、市長もよくおっしゃっていますけれども、将来世代に極力負担を残さないような起債の起こし方をしていくということであれば、ツケを回さないというような基本方針のもとで起債活動を行うのであれば、元金均等償還のほうが絶対いいと思います。元金均等償還の償還額は、徐々に減少して、10年目、後期、20回目には元利均等償還の償還額より少なくなるんです。逆転をします。先ほどおっしゃったように、そして総合的には利払いがこの元金均等のほうが少なくなっていくような形で、一つのシミュレーションなんですけれども、これはネットで幾らでもシミュレーションできるんですね。例えば、借入金を10億円、20年の償還で、償還回数は年の2回、半年ということで、据置期間がなくて、年利が2%の条件でちょっと起債をしたとしました。そういったときに、初年度の償還額は、元利均等が6,100万円、元金均等が7,000万円、ここは先ほど部長おっしゃったと思います。900万円の差で元金均等償還が高いんですけれども、総利払い額は、元利均等が2億1,800万円、元金均等方式が2億500万円、元金均等のほうが1,300万円総利払いが安く上がるんです。これは、10億円でこの金額ですので、総合体育館等の大きな起債をしたときに、どれだけちょっと、もう少しお勉強して起債を

していただきたかったかなあというふうに思いますけれども、もう少しこの元金均等方式、元金均等方式だけ変えただけでも、これだけの金額の違いが出てくるということで、これは今のお金の負担を見るのか、先々の負担を見るのかで全然違うのはもちろんなんですが、市長の方針としては、後世にツケを回さないようなというようにことをよくおっしゃっていますので、この元金均等方式のほうが私はより有利じゃないかなというふうに思いますし、特に公債費がピークアウトしている段階、こういったところは、総利払い額がもっと下がっていくということもありますので、この元金均等方式に変えてもらいたいな、これからは、というふうに思いますので、この件はちょっとよろしく願いいたします。

それから、据置期間について見直し廃止をするべきだと思うんですが、この決算報告書の資料を見ますと、学校教育施設なんかも全部、据置期間が1年とられていて、非常にもったいないなというふうに思っているんですが、この据置期間について、見直し、廃止するべきだと思いますし、これは供用開始までの期間とありますけれども、これは原則、事業系の起債と期間があっていなかったり、臨財債に当てはまるものかどうかというのも少し疑問がありますので、単純に10億円借りて、0.5%では500万円削減できて、0.3%では300万円という、やっぱり3桁の削減ができるわけですので、この据置期間についての見解をお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 議員ご指摘のとおり、元金償還を据え置かないことで、即時に元金を償還することから、償還総額は少なくはなりますが、借り入れの手続は、事業が完了した後に行うのが原則となりますことから、当初予算編成時において、その借入額でありますとか借入時期を見込むことはちょっと難しいということもあって、そういった対応をするためには、あらかじめ償還元金の予算を多く確保するか、多く組んどくか、償還額が確定するたびに補正予算を計上していくか、どちらかになろうかと思えます。しかしながら、予算編成の考え方から、このような対応することは望ましくないということで、元金については、原則として償還額が確定した後に予算を計上し、償還することとしているため、1年間、少なくとも1年間は元金償還を据え置くこととしておりますが、今後、ご指摘のようなこともございますので、そこは検討する余地はあろうかと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） 事業の起債の内容によっては全然据え置く必要もないものもあれば、この据置期間というのも、もともとは公的資金が1年据え置いているから、その横並びとして金融、市中銀行もこういった措置をされているわけで、あくまでも原則ですので、これは交渉できるんです。ここはしっかりと交渉していただきたいし、事業の内容を見きわめて、この1年据え置きというところは、もう廃止をしていただきたいと思います。ここで3桁の、大体3桁ぐらいの削減ができるんですね。これをしっかりとやはり研究していただきたいと思います。

続きまして、利率の見直し方式についてお伺いをしたいと思います。利率見直し時の見直し方法については、この決算書の報告書によりますと、大体利率見直し方式になっているようなんですけども、この利率見直し方式は、自動的にこの算定がされているのか。もしくは、交渉によって、その都度決定をされていくのか。もし交渉であれば、交渉方針の策定はされているのかを教えてください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 現在のところは、利率の見直しについては、各金融機関への借入れ率の見積もりの際に、利率見直し時におけるTIBOR、東京市場銀行間取引金利とか、LIBOR、ロンドン市場銀行間取引金利などの金利変動を反映できる基準をもととする提案をしていただいております、交渉によるものではございません。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） そもそも最初の借入利率というもののつくられ方の仕組みというのは、最初の標準利率と、そこに上乗せをする専門用語でスプレッドというんですけども、この上乗せ部分が決められて、ここのスプレッドの部分に、上乗せの部分に金融機関の本店、支店レートが重なってくるんですけども、これは、この上乗せされたものに関しては、外に出ることは発表されることはないというのが原則なんですね。そこで、本市から見ると、市民への説明という観点から、国債の金融市場でのレートを基準にして交渉していくというやり方が、今、先進地では行われ始めています。やはり、ここに行くまでには知識も必要ですし、対等のやはりスキルを持って臨んでいかないといけないということもあるんですけども、ここをしっかりとやっていく上で、必ずやってくるこの利率見直し方式であれば、このときに5年か7年かの後に、このときになったときに、こちらから提案をするのか、要するに銀行のほう仕切った仕切りレートで持ってくるのか、ましてや、そのままもうよくわからないまま利息が決まるのかというふうなことになるので、非常にここ、見直し方式を採用されているのであれば、このことをすごく重視をしていただきたいなあというふうに思います。実際、先進地の岐阜県の各務原市は金融機関との交渉で5,000万円の利払いを圧縮をしたというようなこともあります。

財務部局は、予算編成では予算措置をするまでに各所管に事業効果とか、所要額の積み上げ根拠というものを聞き取ったり、厳しくか優しくかはわかりませんが、求めるのだと思いますけれども、それと同じで、財政部署とか会計というところは、みずからの業務の中身をしっかりと把握をして、やはりスキルを磨く必要がある、市庁舎の中でも心臓部だと思います。お金の動きがあるところですので、しっかりとここら辺の自覚と、また体制を組んでいただきたいなあというふうに思っているんですが、今までちょっとる質問させていただきましたけれども、市長は、議員の時代から、また市長になられたときから行財政改革を訴えてらっしゃいましたが、市長よりこの件についてご見解をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ありがとうございます。

私も議員時代に、例えば今回、公債費の元金が21億円、金利が2億1,000万円という形になっておまして、議員時代から、会社経営の基本はどうやって支払い金利、割引金利の総額を減らすかということをお社経営者はもう常に心がけて、いろいろな形のことをやっているわけですが、市債があれば、それに、最近の金融市場の傾向で、元金に対するその金利、総額に対する金利等は、少し減ってきていると思いますが、やはりそこは大きな課題だと思いますし、市民から預かっているお金、あるいは市役所全体の運営の費用をどう組み立てていくかということは、とても大きい問題だと思いますので、今、議員から提案がありました元利均等、元金均等という問題、あるいは利率の見直し方式というふうな問題等につきまして、どう安定的、効率的な資金運用ができるかということについては、これまで以上に調査研究していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） ありがとうございます。

起債活動というのは、今は低金利、歴史的な超低金利ですので、借方優勢というか、これは、うまく起債も活用していくべきだとも思いますけれども、あとは起債のやり方だと思いますし、また、運用するところも、指定金融機関との関係は協力体制もありますのでよくわかるんです、ペイオフのこともありますけれども、もう少し分散投資というか、もう少しいろいろなところで広げていきながら、もっと言えば、最終的には入札というような形で透明性を持って利率競争をしていただければいいなというふうにも思うんですが、何せ、これ、相手先があつての話ですので、一概には、利率だけの問題ではないということも承知していますので、その辺もお含みおきいただきながら進めていただきたいと思いますが、一番大事なものは人材育成だと思います。この利率見直しにしても、5年たったら職員は人事で異動していて誰もいないというようなことで、結局知識の継承というのも、一つの大きな問題でございますし、その前に、このファイナンス賞をとった国東市とか各務原市とか川崎市は、地方公共団体金融機構が行っている出前講座とか研修をしっかりと受けられているそうです。ここは、出前講座でしっかりとしたスキルを教えてくれるし、市の財政状況をアドバイスもしてくださるということなので、ここをしっかりと使い倒すことがいいですよというふうなこともおっしゃっていただきましたけれども、こういうことも非常に大事なかなと思いますし、資金を調達したり運用していく際に、一番大事なことは、妥結する利率のよしあしとかを見きわめ、金融機関との交渉力をつける職員のスキルだと思います。そのスキルを磨いて、すぐに結果が出るのがこの部署なので、先ほども言いましたが0.5%上がれば、すぐ何千万円という形で純利益が上がるわけですから、そこから各波及効果が出ていくというか、そういったところもありますので、この知識を継承していくことが大事なことでありますし、業務を続けていく中で、金融市場の動向に的確

に対応して、市民の血税ですので、一円でも有利に運用する力を職員が身につける重要なポストに位置づける組織の体制を強化していただきたいということをお願いして、一般質問を終了いたします。

○議長（橋本 健議員） 12番小畠真由美議員の一般質問は終わりました。

ここで13時55分まで休憩をいたします。

休憩 午後1時42分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時55分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番森田正嗣議員の一般質問を許可します。

〔4番 森田正嗣議員 登壇〕

○4番（森田正嗣議員） 議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告をしておりましたテーマにつき、質問をさせていただきます。

この夏は、障がい者をめぐる記事が大きく取り上げられました。1つは、リオデジャネイロで行われておりますパラリンピックに太宰府市在住の道下美里選手が視覚障がい女子マラソンの日本代表として出場されることで、大変喜ばしいことでもあり、太宰府市民の期待も大きいものがあるかと思っております。ほかは、事件、事故でございます。本年8月5日に神奈川県相模原市の知的障がい者施設で19名の入所者を刺殺するという事件が起きました。また、8月15日には、東京地下鉄線のホームで盲導犬を連れた視覚障がい者が線路に転落して死亡したという事故がありました。記事の大きさに目を奪われがちですが、道下選手も含めて、社会に生きる障がい者の方々の日常生活を支える環境について大いに考えさせられた出来事でございます。

この太宰府市においても、多くの障がい者が日常生活を送っておられます。その方々に障がいを持たない市民と同程度の生活上のサービスを提供することは、共生社会を目指す太宰府市にとって、当然の責務と考えます。このことは、第五次太宰府市総合計画後期基本計画の施策03、障がい福祉の推進の中でも、はっきりうたっております。

さて、障がいのある方々が日常生活を送る上で直面するさまざまな社会的な壁、それは障がいを持たない市民が意識しないままつくってしまっている生活上のルールが、障がいのある方々の生活を侵害しているという事実ですが、それが是正されないまま時を重ねておりました。しかし、2006年12月、国連総会本会議で採択された障がい者の権利に関する条約を批准するために、国内法の整備が必要と考えた政府は、内閣に障害者制度改革推進本部を設置し、結果として、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律案をつくり、それが2013年、平成25年の第183回通常総会で法律として成立する運びとなり、さきの条約をその後、批准したという経緯をたどっております。

ここに登場したいいわゆる障害者差別解消法、平成25年法律65号でございますが、この平

成28年4月1日から施行されております。その特色は、差別解消の方法を示したということでございます。

そこで、障がい理由とする差別解消に関する市の取り組みについて伺います。

第1に、まず、この法律の目的について伺います。

この法律は、究極的には共生社会の実現を目指していますが、直接的には、これは法律上の文言ですが、障がい理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項、行政機関等及び事業者における障がい理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障がい理由とする差別の解消を推進することと理解しておりますが、これでよろしいでしょうか。

次に、この差別解消法、いわゆる差別解消法2条の定義について2点伺います。

まず、1号の障がい者とは、これも法的な文言ですが、心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある者とされております。この点につきましては、確認的なことですが、これは、先天的ではなく、後天的に事件、事故、発病後障がいが残ってしまい、継続的に日常生活または社会生活に相当の制限を受ける状態にある方も含むと理解できますが、それでよろしいでしょうか。

また、第2号の社会的障壁とは、これも法律文言ですが、障がいがある者にとって日常生活または社会生活を営む上で障がいとなるような事物、制度、慣行、観念、その他一切のものとされています。

例えば、これはどういったものがこれに当たるかということについて、お答えを伺いたいと思います。

最後に、この法律の最も眼目とするところがございますけれども、社会的障壁の除去について、どのように規定されていますでしょうか。また、この法律に基づいた市の取り組みというものはどういったものがありますでしょうか。お答えをお願いいたします。

再質問は議員発言席でさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） お答えいたします。

障害者差別解消法、平成25年法律第65号、実施の取り組み状況についてのご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、障がい者を取り巻く施策関連につきましては、障害者権利条約を批准したことなどもありまして、国内では、ここ数年新たにバリアフリー法、障害者虐待防止法等さまざまな法律が施行されました。さらに、障害者基本法の改正、障害者総合支援法施行等、順次、法整備がなされているところでございます。そして、平成28年4月から障害者差別解消法が施行されています。

今後は、これらの法律の趣旨にのっとり、障がいの有無にかかわらず、住みなれた地域で自立した生活を送ることができるよう、障がい者施策の充実に努めていきたいと考えております。

詳細は、部長が回答いたします。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 詳細につきまして、私からご回答申し上げます。

まず、法律の目的についてのご質問についてでございますが、森田議員が考えられておられますとおり、私たちも同じ理解をしているところでございまして、この法律では、障がいを理由とする差別を解消するための措置といたしまして、行政機関と事業者に対して、障がいを理由とする不当な差別的取り扱いの禁止と社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を求めたものとなっております。

次に、障がい者の定義についてでございますが、この法律でいう障がい者とは、先天的な障がいや事故や疾病等の原因による後天的な障がいを区別するものではなく、さらに言いますと、障害者手帳所持者に限らず、身体、知的、精神に障がいのある人や発達障がいのある人、また難病の方々も対象としたものであると理解をしております。

次に、社会的障壁についてでございますが、事物につきましては、例えば、施設内での段差等であり、制度につきましては、例えば申請資格そのものから正当な理由もなく、障がい者を排除するといったもの、また、慣行や観念につきましては、無意識に障がい者に対する偏見を抱いたり、差別的感情により、障がい者の権利、利益を侵害するような障壁を指すものではないかと考えております。

次に、社会的障壁の除去についての規定でございますが、先ほど申し上げましたように、さまざまな社会的障壁を除去するために必要かつ合理的な配慮を誠実にを行い、その社会的障壁の除去に可能な限り努力することを求めることだと考えております。

最後に、本年4月1日に施行されました障害者差別解消法を受けまして、市といたしましては、まず、各課にコミュニケーション支援ボードを配付いたしまして、聴覚障がい者等への対応に活用できるようにしたところでございます。

また、障がい者が求める合理的配慮等のポイントをまとめた職員対応要領を作成し、職員に周知をいたしました。

この職員対応要領につきましては、障がいの種類や程度はさまざまであり、また外見からは障がいかわからない場合もございますので、職員が窓口等で対応する際の注意点について、事例等を用いながら説明した内容となっております。

このほかには、障がい者に対する差別解消の取り組みを実効性のあるものとするため、障害者差別解消法の趣旨のほか、手話やコミュニケーション支援ボードの活用方法等の研修を全職員対象に実施する予定としております。

さらには、行政機関及び障がい者福祉関係団体、保健・福祉・医療関係機関等で構成されております筑紫地区地域自立支援協議会におきまして、障害者差別解消支援地域協議会の設置に向け、現在、協議を重ねております。

今後は、関係部署とも連携し、社会的障壁の除去のための公共施設等のバリアフリー化などにも努めてまいります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。

まず、お伺いしたいのは、障がい者の定義は、部長おっしゃるように、いわゆる障害者手帳を持つのが持つまいが、あるいは先天的であろうが後天的であろうが、生活上、あるいは社会生活上、困難をきわめると、そういった恐らく概括的な捉え方で問題はないんだろうと思いますが、むしろ社会的障壁と言われるものについてお伺いをしたいのですが、実は、神奈川県で起きました19人の刺殺事件という事件が起きたときに、これを褒めそやすようなものが流れた経緯がございます。といいますのは、あってはならないことですが、排除したということについて、それを賛成するというふうな見方ですね。こういった見方というのは、障壁ではないのでしょうか。それから、もう一つ、一番感じることでございますけれども、例えば、社内で、例えば中国語とか外国語をしゃべっている方、向かい合うときは、いわゆるそれなりに私どもも考えなきゃいけないことだと思っておりますけれども、例えば手話で会話をされている方を見かけるとき。この方たちにとって、私どもはアクセスというのは、意外と外国語ほどには考えていない。これは、他県ではございますが、既に小学校の段階から教育のレベルで手話を取り入れていると。副読本的なものかもしれませんが、そういった形で距離を縮めていくというふうな形のものを持っていらっしゃると思いますが、つまり教育の中で、いわゆる手話を使われる方というのは、もう別のものというふうに理解すること、それ自体が障壁ではなからうかと思っておりますが、この点はいかがでございましょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 本当に前回は起りました殺人事件、本当に痛ましい事件でございまして、これを受けまして、福岡県としましても、各施設への通知とか、そういった対応を行ったところでございます。この部分につきましては、先ほどの回答の中で申しましたように、無意識のうちにも障がい者に対する偏見を抱くであるとか、差別的な感情、そういったもの、また、障がい者の権利、利益、これ、当然共生をしていくという、地域で生きていく、そういった人としての権利というのは、当然みんな同じでございまして、そういったところを侵害する事件だというふうに私も考えております。

また、次に言われました手話についてでございますけれども、これにつきましては、言語としての認知を今回権利条約であるとか、障害者基本法、そういった中でも明記をされておることもございまして、これにつきましては、しっかりと私たちも考えていかなければならない。また、先ほど言いました職員の対応要領、これも、ずっと見ておりますと、ふだん私たちが気がつかなかったこと、あっ、こういったことにも配慮をしなければならないんだというようなことがやっぱり気づかされる部分も多々ございました。そういった部分も含めて、障がいを持

つ方を理解していくというのは非常に大事なことだと思っております。実際には、今、小学校の総合学習、そういった時間の中で、例えばアイマスク体験であるとか、車椅子の体験、そういった体験の授業とかも実際に取り入れられておまして、そういった中でも十分にこの障がい者に対する理解というのを深めていく必要があるかと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。

そういったことを大前提にの話でございますけれども、社会的障壁の除去について、部長のほうで個別具体的な取りかかりの事項をご説明していただきましたけれども、法律上は、一般に障がいを理由とする差別を解消するための措置として、3点用意されておると思っています。それは、1点は7条の行政機関等における障がいを理由とする差別禁止と社会的障壁の除去義務、それから2番目には事業者における障がいを理由とする差別禁止と社会的障壁の除去実施の努力義務、3番目に地方公共団体の関係機関等の対応要領作成努力義務第10条ということですが、まず、この3つの措置義務といえますか、実施義務があるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 差別を解消するための措置といたしまして、まず、国や地方公共団体、また事業者につきましては、不当な差別的取り扱いの禁止、これが法定な義務となっております。

次に、合理的配慮の提供ということで、国や地方公共団体につきましては義務、また事業者につきましては努力義務という形で規定をされておるものと理解をしております。

また、第10条の職員対応要領、これにつきましては、努めるということにはなっておりますけれども、ほとんどの自治体でこの部分については取り組んでおるといような実態でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 本市におかれましては、職員の対応要領作成については努力義務ですけれども、早々に作成をされたということでございますが、これも一種努力のもう一つのほうで、公表する努力という規定もこの法律の中にはございますけれども、公表についてはお考えになっていらっしゃいますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 今のところ、この要領が職員の窓口対応、そういったものを中心として掲載をしておりますので、今のところ一般市民への公表ということは考えておりません。職員の中でしっかりと研修をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 努力義務ですけれども、結局最終的には第7条の行政機関等における障がい者用トイレの設置を理由とする差別の禁止と社会的障壁の除去実施義務という、この義務が基本的には課せられておりますので、恐らく職員の方の対応要領作成というそういう一覧リストといいますか、その文書が果たして妥当なものかどうかということについては、どこからかの基準といいますか、そういうものはあつてしかるべきかなと思います。そして、ましてそういった声が聞かれたときに、ある程度の期間を放置するということになる、まさにいわゆる除去義務に反することになろうかと思っておりますので、その点は、まだまだ努力義務のレベルでございますので、本市における取り組みそのものは、私もそれで非常に適切だと思いますけれども、今後はぜひとも考えていただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移らさせていただきますが、その前に、実施する除去義務ということがある関係では、例えば、太宰府市役所には、いわゆる多目的トイレというのはございますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） この庁舎ができたときから障がい者用のトイレという形では整備をしておりますけれども、その後、いろいろな障がいへの対応ということで、今となりましては総合トイレという形で、そういったものの設置が求められております。ただ、この建物が非常に古かったこともございまして、今では1階にオストメイトとおむつ交換シート、これを備えたトイレは設置はしておりますけれども、それぞれが別のトイレ、東側のほうがオストメイトが対応できる障がい者用トイレ、西にありますのがおむつ交換台がついた障がい者トイレというような形で、分散した形での設置ということになっております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 物理的な可能性といいますか、そういったことも含めて、恐らくこれも期限つきのものだろうと思っておりますので、このあたりも配慮をよろしくをお願いをしたいと思います。

いわゆる公の建物の中には、当然この第7条の社会的障壁の除去義務と、実施義務というのがございますので、当然のことながら今度できる体育複合施設とかというところは当然完備されていると思っておりますし、それから、ほかの公共施設の中にも、そういったものが順次備わっていくと思っておりますけれども、そういった見通しにつきましてはいかがでございましょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事兼公共施設整備課長。

○総務部理事兼公共施設整備課長（原口信行） 市の施設全体は、当然のことながらバリアフリー化を図っていかなくちゃならないというふうに考えておるところでございます。特に声の上がってきているのが、太宰府市のプラム・カルコアの市民ホールですね。市民ホールのホワイエと市民ホールの舞台がバリアフリーになってないという形で、ご指摘もいただいているような

状況でございます。それにつきましては、どうしても構造躯体を扱わないとバリアフリーにならないというような状況も実はございまして、ただ、本年空調関係の改修の設計もやっておりますので、それに含めて今検討しているところで、できるだけ早期に実現するような形で考えているところでございます。

あと、それ以外の全体的なものについては、例えばエレベーターがないとか、それから階段の中央部分にトイレがあってバリアフリーになってないというようなところも現実的にございますので、それにつきましては、最終的に老朽化して、また施設の改修、複合化とかそういうふうな問題もございまして、全体的な見通しを立てながら確実に進めていけるような、今、計画を策定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） なかなか第7条というのは上っ側に乗っかっておりますので、そういった除去義務という、そのテーマがありますので、なかなか大変だとは思いますが、ぜひともお願いをしたいと思います。

次に、この実質的に社会的障壁の除去実施義務という、行政機関の場合は義務、事業者については努力義務という形でうたわれておりますけれども、これよりも実はもっと大事なものがあるのではないかというのが私の考えでございますが、同じ差別解消法の中に、障がい者理由とする差別を解消するための支援措置というのが置いてございます。この中に、啓発は、もう当然そういうふうなものになりますし、相談や紛争防止のための体制の整備ということも、当然そうなるでしょうけれども、一番注目しておりますのが、これは努力義務なんですが、法令用語に従いますと、差別に関する相談及びこれにかかわる差別を解消する取り組みを効果的かつ円滑に実施するために、医療・介護・教育その他の障がい者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事する地方公共団体機関、関係機関と書いてございますが、これから構成される障害者差別解消支援地域協議会の組織化をうたっております。私は、これを重要性が大きいと考えておりますのでは、例えば、視覚障がい者が、道下選手もそうですけれども、通勤で信号のある横断歩道をわたるときに、現実にはさまざまな不都合がございまして、例えば車が多くて信号チャイムが聞き取りづらい。あるいは、信号チャイムが夜の8時ごろには消えてしまっている。ところが、ご当人は、通勤から帰ってくるときに、それが鳴っていないので渡るのが怖い。こういった問題は常々起きてきますし、これを実は市役所の窓口で持っていくと、それは警察の所管ですと言われて、ここでは解決ができないという話になってしまいます。当然のことながら、警察は警察で原則を変えないということで、事態は一つも改善しないと。こういったことが、今までも起きておりますし、現実にそういったことがあっております。

したがって、何が原因か。つまり、これ、端的に言いますと、警察がその相談機関の中に繰り込まれていないといえますか、例えば市役所がこういった要望が出ておりますけれども、警

察の対応というのを変えてもらえませんかと言ったときに、警察が部外者であるということが大問題になっております。

そこで伺いますけれども、この先ほど申しました障害者差別解消支援地域協議会、これは、それ自体は行政機関で構成すると言われておりますけれども、この地域協議会の構成機関等に警察は入っておりますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） この障害者差別解消支援地域協議会の設置につきましては、現在、4市1町の中でこの設置について協議をしているところでございます。その中にどういう人たちを入れていくのか、それについても今後検討をしていくことになろうかと思っておりますけれども、今考えておりますのは、相談支援事業でありますとか、保健福祉医療機関、また、療育とか就労関係の機関、障がい者の団体、また、障がい福祉サービス事業所、あと県とか社会福祉協議会、そういったところを基本的には考えておまして、警察を入れるかどうかというのは、今のところそこまでの検討はされておられません。ただ、この地域支援協議会の役割といたしまして、こういったさまざまな問題、障がい者に対する問題があったときに、この支援協議会の中で検討をいたしまして、関係機関等に意見、そういったものを申し立てるといような機関でございますので、そういったところで対応ができればというふうには考えております。以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） これ自体は努力義務なのですがけれども、基本的には、市には社会的障壁の除去義務があるというのは、常に基本的な義務としてありますので、このいわゆる努力義務の組織だけというのも、恐らく時間の問題で、恐らくこれは義務のほうへ転化していく推移、そういうものがあるだろうなどは思っております。問題は、そのこの、いわゆる差別解消の支援地域協議会の構成機関でございますけれども、これは、内閣府のほうから出されております文書と申しますか、それによりますと、一般に地方公共団体の機関と言われる中に、目を引きますのが、予定されているものとして教育委員会、学校、警察署、消防本部、これが入っております。そのほかに国の機関として法務局、そのほかに教育関係としてはPTAも入っておりますし、当事者として障がい団体、福祉は先ほどおっしゃいました。それから、医療の関係も先ほどおっしゃいましたが、あと事業所として商工会議所と交通機関、事業者、それから、法曹も、弁護士、司法書士、行政書士といった形で、かなり幅広く差別解消に向けての基準立てをしようという国の意向と申しますか、これは、社会的障壁を除去する場合にどれだけの調整をしなければいけないかというその幅の広がりを示すようなものだと思いますけれども、そういったものが必要ですよといったふうに出て出されているリーフだと思います。

そこで、再度お尋ねいたしますけれども、警察とか消防署とか、完全に権限を交通規制とか、そういったことの権限を握ってらっしゃる方々をこの協議会の中に繰り込むというふうなご予定のことは考えていらっしゃいませんか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 今、森田議員が言われました内閣府が示しておりますこの地域支援協議会の構成関係、これを見ますとかなりの幅の広い内容となっております。これを全て当然取り組むというのは、非常に難しいんじゃないかなというふうに思っております。この件につきましては、先ほど言いましたような筑紫地区地域自立支援協議会におきまして、この障害者差別解消支援地域協議会の設置に向けて、現在検討しているところでございます。これは、4市1町で構成しておりますけれども、その中で、こういった内閣府が示しております想定されるメンバー、この中からこういった方を選出していくのかということも含めまして、今後検討していく課題となっております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） お願いをしておきたいと思います。

もう一つは、今の時点で4市1町の形で、恐らく発展的なというふうな意味合いだろうと思っておりますけれども、協議会の設置を考えていらっしゃるということですが、実は平成28年4月1日施行という段階で、既に福岡県の中にこの協議会を設置してあるところも既にございます。実は、福岡県では、既に福岡市や北九州市、それから八女市、うきは市、それから直方市、大牟田市、筑後市、宗像市、そういったところでは、もう既にこの協議会ができて、稼働しているというふうに発表されておりますので、ぜひとも急いでつくっていただきたいと思っております。

私がこれにこだわりますのは、先ほど申しましたように、例えば信号機一つめぐって視覚障がいの方が通れるかどうかということ、いわゆる警察の管理という側面を考える場合と、当事者、あるいは社会福祉関係の方が同席して、その基準を考える場合は、当然のことながら違ってくるだろうと思っております。恐らく、警察がつくった管理体制というのは、それはそれで合理性がありますけれども、それが社会的障壁であるという認識は、多分警察のほうはお持ちじゃないんじゃないかなと思います。これは、そういった協議会でそういった基準を是正されていかないと、社会的障壁の除去についてはほど遠い話ではなからうか。そういった意味を込めまして、協議会、それから協議会のお互い合意形成、あるいは合意ができた場合にはそれを各部署で実施していただくというふうな取り決めについて、協議会の中で意思決定をしていただければ、社会的障壁の除去ということについて一歩も二歩も進むことにならうかと思っております。

最後に、市長のこの協議会形成とその協議会のあり方についての、今明確な、こういきますという形ではお返事ができないかもしれませんが、こういった方向でぜひともやってみたいというふうなお考えがございましたらお答えをお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ありがとうございます。

あらゆる人が、人として生きる権利があるわけでございますし、この太宰府でも共生社会の実現に向けてあらゆる取り組みをしていきたいというふうに基本的に考えている次第でございますが、先ほどのちょっと協議会等についての認識、ちょっと私もまだまだ不十分でございますが、今すぐどうする、こうするということは言える立場にはありませんが、いろいろな形での障がい者差別解消に向けて努力はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。

最後になりますけれども、実は体育複合施設、今回が初めてアーチ型の青信号ができるというお話を伺っております。しかし、あの近くには障がい者団体の施設というよりは、事務所がたしかあったと思います。その、その方々が通勤としてそこへ、恐らくその通路を使われると思います。そのあたりの配慮もぜひ警察と交渉をいただいて、社会的障壁を感じさせないような、そういう太宰府市であってほしいと思います。

では、これをもちまして私の質問を終わります。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員の一般質問は終わりました。

ここで14時45分まで休憩をいたします。

休憩 午後2時31分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時45分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番笠利毅議員の一般質問を許可します。

〔7番 笠利毅議員 登壇〕

○7番（笠利 毅議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に基づき質問をさせていただきます。

中学校の給食実施は、太宰府市民の長年の強い要望であり、芦刈市長の公約でもあります。当選後、市長は、中学校の給食実施に向けて、積極的な姿勢を示し続けてこられました。教育委員会は、学校給食改善研究委員会を設け、市民調査を実施し、給食実施に向けてさまざまな検討に取り組んでこられました。この8月には、学校給食改善研究委員会の答申が出て、市長に報告もなされたところです。議会からも、要望書として中学校給食調査研究特別委員会の成果が市長に伝えられています。答申は、また議会からの要望書も、完全給食実施が望ましいとする立場を明確に示しています。

私は、詳細なデータを収集し、丁寧に検討を重ねてこられた当該委員会の皆様と教育委員会に敬意を表したいと思います。その上で、この中学生全員を対象とする完全給食の実施を支持する立場から幾つかの質問をしたいと思います。

無論、解決していくべき課題があることは承知しておりますし、答申の中にも、委員の個別

意見としても述べられています。しかしながら、中学校の完全給食をめぐる議論は出尽くしていると思います。あとは、政治的な決断こそが重要であると考えています。そして、解決されるべき課題があるからといって、実施が先送りにされてはなりません。中学校給食の早期実施を前提として、そのタイムスケジュールの中で着実な解決が図られていくべきだと考えています。

以上を前置きとして、市長に対し、次の項目に対し質問いたします。

一つ、既に述べた答申、報告、要望書、それらを踏まえた上で、完全給食の実施及び実施の時期について、市長としての見解をお答えください。

とりわけ、実施すること自体については、初日の長谷川議員に対する回答にあると考えておりますので、時期について見解をいただきたいと考えています。

完全給食を実施する方式には、幾つかがあります。また、検討されてきました。太宰府市の小学校の自校式の給食は、全国表彰もされたことがあるすばらしいものです。私事になりますが、我が家の子どももアレルギーを持っておりました。転居してくる前の福岡市のセンター式の給食では、食べるものが間引かれるだけで、対応ができませんでしたが、太宰府に来てからは、医師の判断に従い、アレルギーの程度に応じ、おいしい代替の料理をつくっていただきました。添加物が少ないせいもあり、息子のひどかったアレルギーはこちらに来てからどんどん治っていきました。大変感謝しています。そのような子どもたちは、今もたくさんいることでしょう。

太宰府市の小学校のすぐれた給食は、長年にわたり教育委員会、栄養教諭、栄養士の皆さんが力を合わせてつくり、育ててきた太宰府市の財産だと考えます。中学校に完全給食を導入するに当たっても、この大切な財産を生かしていくこと、太宰府らしい給食のあり方を考えていくべきこと、私は、そのことを切に願っています。

さて、手元に20年間の全体コストを比較する資料があります。小・中合わせてセンター化してしまうということを除けば、中学校の自校方式はデリバリー方式の次に安いものとなっています。方式を選択するに当たっては、経費が重要であることには変わりはありませんが、絶対的な金額そのものだけではなく、費用と効果、その関係で考えるべきです。デリバリー方式も、設備投資は少ないのですが、運用経費は高くなっています。良質な給食を提供することが教育の一環として次世代育成に果たすべき役割の大きさを考慮すれば、自校方式に比べて圧倒的に有利とは考えられません。

私は、中学校でも自校方式を目指すべきだと考えていますが、給食室の準備等時間を要することを思えば、当面の間はデリバリー方式を拡充し、給食として実施していくことが現実的であろうと考えています。太宰府市の小学校給食は、全国に誇れるものです。長年にわたり、時間と労力、知恵を愛情をかけて育ててきたものです。その蓄積されたノウハウを中学校の給食にも生かしていく必要があります。市長におかれましては、小学校給食を守り育てていただきたいと思います。とともに、その基盤の上に中学校の給食も考えていただきたいと思います。

そこで、2項目、現在、小学校で行われている給食と、今後導入される中学校給食をどう接続させていくのか。市長、あるいは教育委員会のお考えをお示してください。

最後に、3項目、中学校給食実現までの課題と道筋にかかわることとしてお尋ねします。

どのような形態の給食であっても、すぐれたメニューを給食として提供していくためには、栄養教諭あるいは栄養士の確保を進めていく必要があると考えます。そのために栄養教諭もしくは栄養士を増員する意思はおありでしょうか。市長のお考えをお聞かせください。

また、昨今、子どもの貧困が問題になっておりますが、全員喫食を始める時期において対応することはもちろんですし、当面、選択式のランチサービスの拡充が図られる間においても対策を講じる必要があると考えます。

就学援助を市として拡充する、あるいはランチ代への補助の増額を図るなどして、喫食率の向上を図り、もって選択式のランチの状態であっても給食としての位置づけ、意味づけ、教育上の効果を高めるということを考えてほしいと思います。市長の考えはいかがでしょうか。

また、小・中を通じた給食を導入するに当たっては、市民の合意が形成されることも大切です。今回の答申をもって終わりとするのではなく、市民参加と市民の理解の上に立って、私たちのまちの給食が実現できるように進んでいっていただきたいと希望しています。市民との対話を一層促進し、市民の理解と納得を深めていくことについて、市長のお考えをお聞きします。

再質問は発言席にて行わせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ご質問の中学校完全給食の早期実現についてご回答申し上げます。

実施方法、実施時期についてでございますが、本年6月議会で長谷川議員のご質問に対し、多方面からのご意見をいただきながら現実的な対応を行うということでご回答申し上げていたところでございます。

先月19日、議長と中学校給食調査特別委員会委員長の連名で要望書をいただきました。また、31日には、学校給食改善研究委員会の答申を踏まえた教育委員会の考え方も報告書という形で示されております。その中で、現在、他の自治体で実施されている給食方式につきまして、それぞれ一長一短があります。私としましては、今回報告されました教育委員会としての考え方、議会中学校給食調査特別委員会からいただきました要望書を踏まえまして、現在、どのような給食方式がいいのか、生徒の皆さん、保護者の皆さん、また、現場の先生方、それぞれの思いなどをどう酌み取っていくか考えているところでございます。

今後についてでございますが、給食となりますと、実施後は、皆様もご承知のように、一過性ではなく、経常的に多額の経費がかかることでもありますので、慎重に検討する必要があります。このため庁内でプロジェクトチームを立ち上げまして、内容をよく検討させた上で、方式や実施時期を最終的に私が決定し、12月議会に、議会の皆様に表明いたしたいと考えている次第でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再質問、じゃあ。

7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） では、1 点目について再質問をさせていただきます。

まず、これは、教育委員会からの報告書にもあった文言だったかと思えますけれども、昨日、長谷川議員の質問に対して、プロジェクトチームについて市長が言及されましたが、そのときはっきりとはちょっと聞き取れなかったのですけれども、プロジェクトチームを既に立ち上げたのか、これから立ち上げるとお答えになられたのか、その点をお教えてください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 今、答申等いただいたところでございますので、立ち上げについては今からです。

○議長（橋本 健議員） 7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） だとすれば、そのプロジェクトチームは、いつをもって立ち上げると。

今、気持ちの上でというか、市長の心づもりとしては考えてらっしゃるのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 議会終了後といいましても、今回は決算委員会がありますので、月末までであるということですが、私としては9月中にはと考えております。

○議長（橋本 健議員） 7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） それと同じく、時期に関するのですが、12月議会には市長のお考えを表明したいということでしたが、議会でというような表現でしたけれども、可能であればその時点で一定の予算措置を補正を上げるというようなことも念頭に置きつつ、12月というのを考えてらっしゃるのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） そのとおりでございます。

○議長（橋本 健議員） 7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） であるとするならば、改善委員会からの答申、内容的には1 枚ほどの比較的簡易なものであったかと思えますけれども、教育委員会から市長に報告がなされるに当たっては幾つもの資料が添付され、かなり具体的な検討を踏まえた上で教育委員会としては報告を作成していると思います。その中で、既にデリバリー方式というものが現実的には選択肢として考えられているような、というふうに読まざるを得ないように考えているのですけれども、12月の補正で上げるということで、最終的に、形態は問いませんが、全体を見通した上で予算案として補正を組みたいと考えてらっしゃるのでしょうか。それとも、補正ということなので、年度内でできる取りかかりをまずは始めたいというようなことで12月というのを念頭に置いてらっしゃるのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） その点もプロジェクトチームで検討させていただいて回答させていただきたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 壇上で質問させていただいたときに、原稿と一部言いかえたんですけども、実施については考えは既に表明されているも当然なので、特に時期についてお答え願いたいというふうに申しましたが、昨年の選挙の際の公約、その後、教育委員会に、言葉は悪いかもしれませんけれども、一旦げたを預けるような形をとって、それ自体は仕方ないこととも思いますけれども、その間も、教育委員会はもちろんですけども、市長部局でも一定の検討は続けてこられたと思います。総合教育会議というものが現在あることを思えば、当然のこととしてそう考えていいかと思うんですけども、だとするならば、市長の任期が、ちょっとそれを言うのは早いかもしれませんが、4年であるということと、この公約の持つ重要性、また、今日でしたか、渋滞と保育士の問題と給食というのを3つの責任を持ってなし遂げたいこととして取り上げられていましたけれども、それを思うならば、市長が具体的な検討はこれからプロジェクトチームに委ねていくとしても、いついつまでに、こここまではということは、当然のことながら考えていらっしゃると思うし、また、考えてなければならない事柄に属すと思います。これは、内容を問わないものなんですね。市長の意思にかかわることだと思います。現実的にそれがどうなのかというのは、現実的な判断というのが今後もあるかもしれませんが、現時点で市長としては、もし可能な限り早目に導入すると考えるのであれば、いつというようなことを念頭に置かれて、市役所をリードしていくお心づもりでいらっしゃるでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） なかなか難しい問題でございまして、私の思いと、実際に検討してみても本当にいろいろな多方面から検討する必要があると思います。

まず第1に、いろいろなことはしましても、決めたとしましても、議員の皆様、あるいは保護者の方々、学校、先生という形でのコンセンサスというのが必要になってくると思いますし、具体的にちょっと今、いつからということをお申し上げる状況にはないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） では、その点については、今あえてもう一回は聞きませんが、私としては、遅くとも再来年の4月は目標にさせていただきたいかなと思いますし、多くの市民がそう思っているのではないかと考えています。この点については、とりあえずここまでというふうにしておきたいと思います。

次の回答をお願いいたしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 小学校給食との接続ということでご回答いたします。

教育委員会といたしましては、8月31日にお渡しいたしました報告、太宰府市中学校給食のあり方についてにおいて、給食の実施に当たって本市小学校給食同様、3つの点に留意するよう述べておりますので、そのことをご回答とさせていただきます。

まず、1点目といたしましては、当然のことではありますが、安全性を重視するとともに、栄養のバランスのとれたものを提供するということです。

2点目は、学校給食を生かした食育を充実させていくことです。現在、各小学校において食育推進の中核を担っておりますのは、栄養教諭、それから学校栄養職員等でありますので、各中学校への栄養教諭の配置も提言をさせていただいたところです。

3点目は、給食の実施において経済的な援助を行うことです。現在、小学校においては、給食費を就学援助の対象としております。中学校においても、適切な経済的な援助が必要となるのではないかと考えます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） ありがとうございます。今の3点は、中学校で給食を実現するに当たっても引き続き大切にしていきたい項目であると考えていいかと思いますが、他方で、報告書の中にもあったかと思えますけれども、中学校で実現していくに当たって、課題、解決しておかなければいけないものというも幾つか上げられたかと思えます。私の口から言ってもいいのですが、その点、ご返答願えればと思います。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 改善研究委員会の実は答申の中に課題は上げられております。改善研究委員会というのは、栄養教諭とか校長先生方とか、それから保護者の方とか、総合的に考えられた中で、協議の過程で出ました課題を、実はこの答申の中には上げていただいております。もう具体的に上げるということでございますので上げさせていただきますが、1点目は、保護者の希望が高いというそのアンケート調査の結果がある一方、当事者である小・中学生は現状のように選択制を希望している割合が高いということ。2点目は、食物アレルギーを有する生徒に対して、現状の体制では十分な対応が難しいという点。3点目は、全生徒を対象とした完全給食を導入することによって、中学生の学校生活にゆとりがなくなる。教員の負担増につながるという懸念があるという点。4点目が、給食費の未納により、学校事務職員や教員の負担が増える。それから、最後になりますが、中学校給食の実施により、新たな施設等を建設することで、老朽化が進んでいる小学校給食施設の改修が遅れるのではないかと懸念があるということが、研究委員会の中で課題として出されました。そのまま上げさせていただきました。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） どうもありがとうございます。

1点目に続いて、このような形で教育委員会に2つに分類した上でお答えをいただいたの

は、私なりには意図があります。先ほども少し言及しましたが、今年の12月でしたか、教育長がおかわりになられる予定で、その後、教育委員会制度も新しいものになっていく予定であったかと思えます。新しい教育委員会制度というものの眼目は、いろいろなところで語られますが、市長部局のリーダーシップを強く発揮できるようにと、それをもって学校施設等の整備のスピードアップであるとか、あるいは、ここではちょっと話は違いますけれども、緊急の事態が起きたときに、よりスピーディーに対応できることというようなことが幾つか掲げられたかと思えます。ちょうど太宰府市にとっては、既に総合教育会議そのものは始まっておりますが、中学校給食を実現するというこの時期に、まさに新しい制度というのが形の上でも始まるころなので、市長部局としても、力の発揮しどころというのになってくるかと思えます。その点について、市長にお考えというか、お気持ちをお尋ねしておきたいと思えます。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 新しい総合教育会議になるということでございまして、もう半年、1年前から実際にそういうような会議はやっておるわけでございまして、それが教育大綱という形で出されておりますし、私は、やはり太宰府は教育と文化のまちだと思えますし、教育については、やはりさすがと思えるような内容は打ち出していきたいというふうなことを考えておる次第でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 私が期待していた答えというものを言うなれば、あえてあらかじめ整備の問題というのを言ったのですけれども、教育現場としてよりよい中学校給食を実現するために、市長部局といたしますか、市役所全体となって後押しをするというぐらいのことを言っていただけだったなどは期待はしておりました。この点についてはここまでにしておいて、最後に少し具体的なことになるかと思えますけれども、ご回答をお願いしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 質問の内容がちょっとわかりませんが。

○7番（笠利 毅議員） と申しますのは……あっ、よろしいですか。

○議長（橋本 健議員） はい、どうぞ。

○7番（笠利 毅議員） 3点に分けて私質問いたしましたけれども、項目としては1つですが、そのうち1点目が終わった段階で再質問を促されたと理解しましたので、最後に栄養教諭の問題であるとか、就学援助のことについて、まだ直接には回答をいただけていないと思えます。

○議長（橋本 健議員） 3項目めを回答いただきたいということですね。

○7番（笠利 毅議員） はい。

○議長（橋本 健議員） 1件目の回答で全部触れていると思うんですね。市長と教育部理事が回答しましたので、もう全部触れていると思うんですが、そこに対してまた再質問をしていただくというのが、笠利議員の質問になります。再々質問でも。

○7番（笠利 毅議員） ちょっと私も件と項目を勘違いして今、用語を使ってしまいまして失礼

いたしました。

では、再質問という形でさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） はい、どうぞ。

○7番（笠利 毅議員） 今、理事のほうから教育委員会サイドからのお考えはいただきましたけれども、栄養教諭もしくは栄養士というのを増員していくと、その必要性に関して市長としてはどのようにお考えでしょう。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） プロジェクトチームでいろいろ検討する過程の中で、当然その課題も課題として上がってきますし、その回答もまた、あわせて後日というか、12月議会に出したいと思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 検討を待つということ自体は、それはそれとして、もう何回も聞いているのでわかるのですが、答申を受けたからには、一定程度は市長部局としての姿勢というものを示していく必要もあろうかと思ひますし、最後に市民との理解、対話を求めると、必要性もあるのではないかと。そのことは市長としてももちろん、教育委員会としても認めていただいているものと思っておりますが、であるならば、やはり対話をするためには意思表示というものが必要ではあろうかと思ひます。

改めて聞きますが、その前に私自身の考えを述べるならば、給食は、つくり手と食べ手とともに食べる、会食相手といいますか、食事全体がそうだとは思ひますけれども。これに関して言えば、食べるのは子どもたち、つくるのは、直接はもしデリバリーであるならば業者さんかもしれませんが、献立は太宰府市の教育委員会が責任を持って考えなければならない事柄に属すると思ひます。あえて、私も栄養教諭もしくは栄養士というものがもう少し必要ではないかと考えたのは、やはり何百人もの中学生が食べる食事というものを行政として責任を持って提供していくためには、現状1人の栄養士さんがいらっしやって、一生懸命やったださってはいらぬですけれども、たとえ彼女にどのように力量があつたとしても、1人に任せる性質のものではないというふうには私では思ひます。ですから、最低でも4校、各校にいきなりとは申さないのですが、せめて1人の増員は、具体的な方式の選択等を考える前からも、仮に来年度から現状のデリバリー方式を拡充するという、それ以上のことができなかつたとしても、内容の充実を図っていくために、とりわけ献立を考える人に力を入れて、市として考えていくべきではないかと思ひしております。これは、私自身の考え方ではありますが、市長としてどのように考えられるか。感想でも結構ですから聞かせていただければと思ひます。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 今、お答えしましたが、当然考えなければいけない課題だと考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） それでは、考えてくださいというふうに言っておいて、12月に予算が計上する予定であるということであれば、ぜひ12月の段階でも人の確保については動き始められるよう考えていただきたいなと述べておきます。

続いて、就学援助を市として拡充する、もしくはランチ代について補助増額を図るなど、これも検討を経てという回答が出てくるのかもしれませんが、念のため見解をお尋ねしておきたいと思います。市長にお尋ねしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 当然、その問題は一番考慮している問題でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 考慮しているとおっしゃいましたけれども、では、具体的にどのような形で考慮されているのかをお聞かせ願えればと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ちょっとなかなか言える段階まで来ておりませんので、そういうところでお許しいただきたいと思います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） であるならば、12月に向けて極めて集中的に仕事をしていただかなければならないのかなという気はいたします。既に、先ほども申しましたが、一定程度のさまざまな数値計算というものは教育委員会からも市長のもとにも届いているかと思えます。それを直ちに数日の間に検討しろというふうには申しませんが、そうした検討が進んでいることは既に承知おきのことではあったかと思うので、12月までとおっしゃいますが、12月を待たずにこれでいけるというようなものがあれば、早目早目に、議会に対してもというのはありますが、市民に対しても納得してもらえよう形をとっていただきたいなと思います。

そのことが、最後のこととなりますけれども、今後は時間はかかるというようなことを市長の口から聞いている限りは思わざるを得ないのですが、時間がかかるのであるならば、その時間を有効に使って、市民、税金の払い手である市民、また、給食の実現を待っている、主にはお母さん方、理解をいただいて納得をしてもらう必要があるかと思えます。待った分だけ、待つものにも限りはあろうかとは思いますが、よりよい給食がまずは実現し、かつ、その先に展望が持っているようなものをつくっていく責務が、待たされれば待たされるほど市役所の側にはかかってくるかと思えます。

12月までとりあえずでいいですけども、一方で検討をしながら、市民の理解と納得を得て、また可能ならそうした意見をプロジェクトチームへの意見、プロジェクトチームの見解に

も反映させていく方法を、これは市長に尋ねるしかないですね。市長としては、何かしら構想を練ってられるか、お聞かせ願えればと思います。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 謙） 笠利議員の中学校給食について、また、議会から本当にたくさん研究視察していただいて、ご意見いただきまして本当にありがとうございます。今、教育部のほうから、教育委員会のほうからそういう形で市長部局のほうにこういう提案があったということをしていただきました。それで、今、今度から、おっしゃるように市長部局のほうでどういう形で実施していくかということ、ロードマップといいますか、そういうのをしっかり立てていっているところでございます。そして、市長部局のほうは、特に工事関係、予算関係の形、そういう計画、それと教育委員会のほうでは、学校現場、先ほど市長が言いましたように、校長先生を初め、コミュニティスクールの委員の方、あるいは保護者、それから、今度新しく中学校に入学してくるような子どもたちにも説明していかなければいけないと思っております。市民アンケート調査の結果もあります。そういう形で、しっかりと市民、あるいは保護者とボールのやりとりをして、ある程度そのところを把握した上で進めたいというのが基本でございます。しかしながら、市長の公約でございますので、でき得る限りそのところを短縮してできないかなというところを模索しているところでございます。できる限り、実施していくということは変わりはないので、そういうところを今、市長部局のほうでこれから検討していくところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） それでは、今、特に市長部局としては工事関係のことをという言及がありましたので、先ほどあえて言わなかったんですけども、教育委員会のほうからも懸案事項として出ていることではありますので、小学校の調理室が老朽化が進んでいるということですが、先ほど私も言いましたけれども、小学校の給食を大切にするためには、これはおろそかにはできないことではあるので。例えばの話ですが、小学校に使える予算と中学校の給食に使える予算と一まとめにして、小学校にこれだけ要るから中学校はその分ちょっと後回しにせざるを得ないというような考えが出てきたとしたら、その場合には、市長としてはどういう姿勢で臨みたいか。全く別物として小学校は小学校、中学校は中学校と、きちんとやっていくという姿勢で臨みたいのか、お考えをお聞かせ願えればと思います。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 謙） そもそもでございますけれども、今、要望書が出ている中で、それから市のほうでいろいろな形で試算している中で、基本的に将来を見据えてどういう形でいくかというところもしっかりと検討せねばならないと思っております。長期、どういう形であるかというのを、まだ市のほうで検討しかねているところがございますので、そういうところも含めていきたいと思っております。

それと、小学校の分は、小学校を改善しなければならない部分がありましたら、それはそれで進めていくということは間違いないところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） その点については、一定それで安心したところなんですけど、どうも先ほどから聞いておりますと、12月には方針を出し、かつ予算も出したいということではありますけど、これはできることなら聞かずに済ませておきたかったんですけども、将来にわたって現状の小学校の給食のあり方というものにも手を加える可能性というのを市長部局としては否定し切れないのかどうか、というか、否定していないのかどうかですね。そのつもりだとはおっしゃる必要がありませんが、小学校の現状の方式も抜本的に変えてしまうことも含めて検討するという姿勢で臨んでいるのかお聞かせ願えればと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 当面の課題は中学校完全給食に向けての課題でございますので、そっちをあれするから小学校がどうするということは、ちょっと今のところ、それとの関連では考えてはおりませんが、ただ、いずれにしても、実現する流れの中で、小学校と中学校はまた関連、笠利議員もおっしゃってあるように、非常に関連がある課題だと思いますので、そういう時期も出てくるかもしれませんが、当面はそういうふうな形で、中学校給食がどうなるから小学校給食をどうするということは考えておりません。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 一応そういうものとして理解しておきますが、なぜ念のため聞いたかという、試算書の中には、経費の、小・中合わせてセンター化をするという試算も入っていて、当然のことながらそれも数字を見た上での検討がプロジェクトチームで行われるだろうと、先ほどまでの答弁を聞く限り、考えざるを得ないので、一応お聞きしておいた次第です。

これ以上聞いてもという感じは若干思いますので、率直に言いまして、実は、ほかにも言いたいことは幾つかあり、また、聞きたいこともありますけど、また、既に聞くつもりのなかったこともお聞きしたのですけれども、具体的な回答が思った以上に少なかったもので、であるならば、腹づもりだけでも、こちらも腹づもりを口にすることで、やはり語ってもらわなければならないと感じます。12月に一定のということでありましたが、予算措置とともにこうこうこういうふうにしますというものがいきなり出てきて場合には、まず、一つには議会が納得するかどうかと。ここまで議会が出してきた要望書、もしくは教育委員会、あるいは改善委員会からの答申や報告、それを踏まえた延長上の判断、かつそれを超えるような内容が市長部局でのプロジェクトチームの中から出てきたのであれば、それは大変喜ばしいというふうにはなりますけど、抜本的に変わっているような内容、もしくは、先ほど真ん中の段階で教育委員会に、ここは大切にしたいところ、ここは懸念しているところ、分けてお聞きしたのは、大切にしたいところは、もう市長部局にそこにもっと資源を入れて、もっといいものにしてみたらと。これが大

切だと思えます。懸案の事項、学校現場のことであるとか、保護者と子どもの意識の乖離であるとか、それについての解釈は、私は今ここではしませんが、そうした懸案事項を解決するために3カ月必死で取り組むというの、また市長部局の仕事になるかと思えます。今回の9月の議会の答弁を聞く限り、12月に向けて議会と市民の目は少し厳しくなっていくだろうということは、私としては感じざるを得ません。ですが、先ほど言いかけましたが、12月にいきなり決定案としての方針と、かつ予算措置も伴ってその姿をあらわすという形になるよりは、少しずつでも議会や市民に進行過程というのがわかるような形で事を進めていって、待っている気持ちが給食の実現に向けての希望に変わるような、そういうような道筋をできれば考えていただきたいなと思っております。

当初は、いろいろ聞いたあげく、最後に、では、もう一度、市長、いつ実現をしたいと思えますかと聞く予定でしたが、それはおさめておきますので、12月までの市長部局と教育委員会と率直な意見を交換した上で、本当に子どもにとって、市民にとって、できれば言いたかったことではありますが、太宰府の将来のまちづくりにとってプラスになるような給食が実現されることを願っております。

これで質問を終わりにしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員の一般質問は終わりました。

ここで15時40分まで休憩をいたします。

休憩 午後3時29分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時40分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番門田直樹議員の一般質問を許可します。

〔16番 門田直樹議員 登壇〕

○16番（門田直樹議員） 議長より質問の許可を受けましたので、通告に従い、質問します。

まず、ICT推進と情報公開についてお尋ねします。

市のホームページが新しくなりましたが、改善された点などについてご説明ください。

私も、サイト構造や掲載内容などを確認しましたが、市政情報については発信が十分でないと感じました。また、議会審議や各種計画の策定経過などは積極的にICTを推進し、情報をわかりやすく公開すべきと考えますが、市の取り組みと市長のご所見をお聞かせください。

次に、手話言語条例の制定についてお尋ねします。

手話を言語として位置づけ、普及を目指す手話言語条例の制定が各地の自治体で進んでいます。

条例を制定した自治体では、手話通訳者をタブレット端末で呼び出したり、聴覚障がい者による手話授業を小・中学校で行うなどの取り組みを行っているようです。

本市での条例制定についてのお考えをお聞かせください。

以上、再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 1件目のICT推進と情報公開についてご回答申し上げます。

本市のホームページにつきましては、市民の皆様を初めとする閲覧者の皆様方から、情報が探しにくいのご意見をいただいております。今回、旧システムの保守期限が切れたことに伴い、本市の公式ホームページのトップ画面を中心に見直しを行い、9月1日にリニューアルを行いました。

主な変更点としましては、トップページに扉ページを設けることで、暮らし・行政サイト、観光情報サイト、文化財情報サイトの入り口を設け、利用者の目的に応じた入り口から入ることで、それぞれの目的に応じた内容をいち早く閲覧できるようにいたしました。

また、それぞれのトップページのレイアウトを決める際には、以前のホームページと比較しまして、全体的にすっきりとしたイメージとさせることで、見やすく、わかりやすいように心がけたところでございます。

リニューアルしたばかりで、まだ調整等必要な部分もございますが、今後、さらに利用しやすいホームページとしてまいりたいと考えております。

改善点の詳細につきましては、担当部長より説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 詳細につきまして私のほうからご説明をいたします。

まず、先ほど市長も申しあげました公式ホームページのトップページに扉ページを設けることで、暮らし・行政サイト、観光情報サイト、文化財情報サイトの入り口を設け、利用者の目的に応じたサイトへ直接入れるようにいたしております。

また、以前のホームページと比べると、比較的すっきりとしたイメージとし、検索に必要な見出しをわかりやすくいたしております。さらに、暮らし・行政サイトにおいては、閲覧者の利用傾向にあわせてキーワード検索ボックスを一番目立つ画面上部の中央にこれまでより大きく配置するなど、利用者の利便性にも配慮いたしております。

また、近年、スマートフォン、タブレット端末などの普及が進んでいることから、これらの端末でも見やすく、操作しやすいように、画面を縦に長く、指で操作しやすい、スマートフォンやタブレット端末専用のサイトに切りかわるようにいたしております。

さらに、災害の発生時などには、トップページを通常のページから緊急情報サイトへ切りかえることで、災害情報のみを取りまとめた画面にするとともに、アクセスが集中するような場合でも耐え得るシステムといたしております。

また、今回のリニューアルに合わせまして、平成26年3月議会で議員からご要望がありました各種計画書につきましても、市政情報の中に市の計画・施政方針の中に掲載しております。

か、キーワード検索では、検索結果にはサムネイル表示を行ったり、PDFファイル検索では、検索結果後に検索ワードに一致する部分に黄色の背景色をつけるなど、探しやすくなるように改善を行っております。

しかしながら、先ほど議員ご指摘のように、市政情報について発信が十分でないところもございます。特に種々の計画書の公開につきましては、各課の詳細ページには表示はしていますが、この計画の見出しページの中に表示をしていないものがあったりします。今回、ご指摘いただきましたものの中には、計画書自体が期限が切れているものもございますけれども、再度、担当課に確認をとりながら、公開が必要なページにつきましては、早急に公開をまいりますし、全てのことを総合的に再点検をいたしまして、その他不備なところもあわせて改善してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） ありがとうございます。

貴重な時間とっていただいて、最後の質問ですが、私も、何度もこういった質問やってきたんですが、このホームページに関しましては、まだまだ私自身、隅々まで精査したわけはありません。また、質問のまとめ方も、ちょっと準備不足で、少しかみ合わんところがあると思いますけれども、よろしくお願いします。

まず、改善点、いいところですね、トップページの扉をつくったり、すっきりしたのは、市長もおっしゃいましたけれども、私もそう思います。デザインも、いわゆる古都大宰府にふさわしい、何か落ちついた、いい感じだなと思っております。くらし・行政へのキーワード検索とか、スマホやらタブレット対応をされてあるということは、先進的というか、今から必要なことで評価いたします。また、災害等の緊急対応もされているということで、これは、特に県の情報等々と今後よくリンクされていかれるといいかと思ったりもいたします。

そういった中で、私が一利用者として気がついたというのは、昨日一生懸命見たぐらいの話なんですが、その中でちょっと細かいこと、先に細かいことをちょっと幾つか、指摘まではいきませんが、意見として言いたいと思いますが、まず、何といいますか、便利サービスとかをまとめたのがすごくいいと思うんですよ。場所もいいなと思う。ただ、そのバナーの位置なんか、もうちょっと工夫したほうがいいと思うんですが、まあこれはそれぞれの感性ですからね。

細かいことですが、検索済みの色が変わらんですね。あれ、わざととしてある。ちょっとまたヘッダーとかタグでテキストデコレーションをノンにしたりとか、そういうことをわざとやられると。これなんかは、いわゆるそれぞれのブラウザの設定で自由に変えられるんだけど、よくおわかりにならない方がやっぱりおられて、これがいつまでも色が変わっているから嫌だというふうな声があって、それでこっちの、何ていいますか、サーバー側というか、今言ったような、じゃあ変わらんようにしようということとされているのかなと思うんですよ。

少なくとも、私、これをIE、インターネットエクスプローラーとかクロームとかエッジとか3種類ぐらい、あともう一つあるんですが、で見て、特に標準の設定をしているので、こちら側の原因じゃないと思うんですが、色が変わらない、あれ、変わったほうがいいですよ。だって、行政、いっぱいあるところで、あれ、どこ見たかなということになるから、あれはそのための色が変わるんですよ。その標準がいいと私は思います。

サイトマップについて、まず、どこかといったら右の上側にありまして、実は印刷したやつを忘れてきちゃって、ちょっと頭の中で不確かですけども、たしか右上のサイトマップがありました。ただ、これ、サイトマップというよりも、それぞれのリンクを張った文字列をグルーピングして並べているだけですよね。私ができたら欲しいと思うサイトマップというのは、視覚的に、いわゆるツリー構造になって、何がどこにあるというのがわかる、そういうサイトマップがあったらいいなと思いました。幾つかそういうことをされているところもありますので、参考にしてください。

字の大きさですけども、小さい。高齢者に限らず、やっぱりもうちょっと字は大きいほうがいいと思う。ただ、字の大きさを変えられるところがありますよね。確かに変えられる。そうすると、フォントが大きくなったりするけれども、ところが、デザインがちっちゃいのでつくっているから、何か今度は桁ずれがして、見づらんですよ。だから、やはり、今さらかもしれないけれども、大きな字でデザインするべきだった。あの辺の細かいすき間なんか要らないんですよ。

先ほどすっきりしたデザイン云々言いましたけれども、要するにサイト、ホームページですね、ホームページというのは、大体トップページという意味ですけども、この前、ファイルの集合全体のことをサイトと、あるいはホームページといいますけれども、それは、一つの家みたいなもので、あるいはデパートとか、あるいは役所とか役所かもしれませんね。お役所とか、そういったもので、玄関が物すごく立派でも中身が全然だめだったらだめですよ。中身が必要な人、例えば役所に来られる方というのは、例えば病気のこと、あるいは生活のこと、学校のこと、いろいろなことで困ったなあといつて来られることで、玄関が立派だから安心はされると思う。でも、中入ったら、何かあっち回し、こっち回しで、どこ行っていいかわからなくて帰ってきたら、玄関ばかり立派でってやっぱりなっちゃうんですよ。ですから、玄関が立派なのは大変いいことなんだけれども、やはり中身が大事と。要するにコンテンツですね。コンテンツがないところにサイトなんか意味がないと思うんですよ。もう少し言うならば、お客様あってのお店というかな、来場者があって、レストランで言うたら、まずはいらっしゃいませですよ。いらっしゃいませ、どうされますかって、サービスがあるわけですよ。もちろん費用もかかる。だけれども、社員食堂は自分でやらにゃあいかなですよ。自分で持ってきてこうしたりとか、みそ汁と自分でついでとか、そういうやり方もあるかもしれないけれども、やはりどうせつくるなら、一回つくってしまえば、動かす費用というのはほとんどかからないんだから、やはりレストラン、お客様という気持ちのサイトをつくっていただきたい

と。

そんなふうな、こんなふうなで、文字サイズとか言いましたが、バナーが下のほうに、多分お金取っている部分と思いますが、ありますよね。あれは、よく見ていませんが、ちっちゃくてよく見えないんだけど、あれはお金取っている分ですよ。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 有料広告としてお金は取っております。ただし、今後もそのバナー部分を続けていくかって、サイト自体の美観の問題といたしますか、そういったこともありますので、そこら辺のところは今後の検討課題というところになっていくところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 承知しました。それであったら、今度リニューアルしたんだから、カウンターは今、ついてますかね。カウンターがついてないのなら、カウンターはつけるべきですよ。それで、どんどんカウンターを上げていって、あそこに出したほうがいざと言われるような。カウンター、せっかくですから。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） ホームページ本体そのものにはカウンターついてないんですけども、内部でどのくらいのアクセスがあっているかというのは把握できております。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 当然、アクセスログは各ページ単位でとられていると思いますけれども、それは内部の把握のためですね。というよりも、これだけ見ているんだぞということで、太宰府という知名度、そしてそういうふうな立派な新しいホームページ、そしてこれこれって、つまり太宰府市民だけじゃなくて、よそからもいっぱい見ってもらって、カウンターがどんどん、どんどん伸びていくと、あそこにちょっとバナー張らせてもらおうかなと、当然。まず、七社会ぐらいからずっとやっぱり張っていただきたいですね。そんなふうなこともだんだんに進めていただきたいということと、あと二、三点、検索についてです。例えば、あのほうでちょっとまた言いますが、広報「だざいふ」は、どこだったかなと、見たかったんですよ。そうしたら、なくて、なくて、あれ、何か、あつ、ここか、あれっ、ないな、ないなって、こうしょうたら下のほうにぽつとあったんですね。あるじゃないかと。それ、いいんですよ。ただ、そういうふうなバナーって、ただリンクをどう張るかだけの話だから、必要なところにあっちこっち張ればいいのかと思うんですよ。ここにあるからというのは、つまり、今度、新しく変わったというのはインターフェースが変わるわけですよ。なれるまでが大変と。多分、今は何かいろいろ苦情が多いと思うんですよ。何か要はなれてないからさ。なれてしまえば、こういって、こういって、あつ、これ、ここにあるということだけでわかるんだけど。だから、でも、よそから来た人というのは、わからないんだから、だから、その辺のリンクは、いっぱいあったほうがいいと思いますね。これも参考までに。

最後というか、市政への提言ということで、太宰府市へのお問い合わせは、またこれも、これも以前もありましたけれども、ちゃんとありますね。ここで、いろいろ質問とか提言とか何かいろいろ、苦情もあるかもしれない、というのはすると思うけれども、実はこれ、なかなか、これはホームページの話じゃなくて、これ、やっても、回答が必要な方というのは、なかなか来なかったり、私、一市民として何回かやったことあるんですけどもね。そういうものもあるけれども、ぜひこれは生かしていただきたい。せっかくホームページにこういうものあるんだから、これはホームページだけの話じゃなくて、市の皆さんがね。ただ、この中で、各課へ直接のメールの案内が前はあったですよ。LGWANの。例えば、経営やったら、k e i e i - k i k a k u d a z a i f uとか何か、ありましたよね。今回はなくて、ここの太宰府市へのお問い合わせ一本、つまり各課へのメール案内がなくなったような気がします、その辺のことをちょっと聞かせてください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 市長の部屋の下に市政への提言というようなところで、一つ一つの課のところ、今まであったところをここで集約化させていただいて、一番わかりやすいようなところに提言をしていただくというところを変えたというところがございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） ええ、わかるんですが、やはり各課に確実に届くという安心感があるので、あったほうがいいかなと思います。ただ、何ていいますか、例えば議員はそこそこのいろいろな、例えば部長さんとかの個人のアドレスとかを知っている場合もある。大事なのはそこに送ったりもするけれども、課に対して送ることもある。ただ、こういう太宰府市へのお問い合わせで一括した、あのページがきちっと機能するならば、それでもいいと思う。

細かい点の、最後に、対市民、細かい点というか、中身をざっと言うと、市民に対する部分がほとんどですよ。これ、大事なところですよ。いろいろな、今度子どもが学校に上がるけれどもどうしたらいいのかいなど、引っ越してきたけどどうするのかとか、そういうふうな、病気になったらとか、そういうのをまず一生懸命調べられるというもので、それがまず。それから、市政情報ですよ。特に財政の情報とか、それと、議会はまた議会ということであります。議会ということで見ると、情報としては、議会の、自分たちのことを褒めたらいかんけれども、非常に充実していると思うんですよ。まず、量的にも。私も、よその自治体、そこに議会も一緒にあるから、ちょっと大体近隣とかざっと見たんですけども、量も質も非常にいいと思う。ただ、平成16年からの分を載せるかどうかというのは、もう必要ないかなと思うんですが。せめて前の期、4年間ぐらいでいいんじゃないかなと思うんですが、それぐらい十分に載せていますね。これは、やっぱりちょっとなかなかすごいなと思います。

それで、私、この資料を配付していただいとるんですけども、ちょっとこれを説明しますが、まず、これに関して、これ、どっから持ってきたのかということ、簡単に総合計画から持つ

てきたんですね。総合計画の33ある施策のうち、それにそれぞれ関係ある計画を、こっただけあるんですよ。ただ、外郭団体等のは外しています。例えば社協の活動計画であるとか、そういったものは外していますが、こっただけあると。マルはちゃんと掲載されていていいと。三角は、これ、後でちょっとやりますけれども、テキスト検索ができない部分ですね。単なる画像、利用はできますけれどもね。バツは見当たらないということですが、ちょっとこの資料に関して、まず、何というか、感想というか、こんなもんだというのを。それで、もし、私もちょっとばたばたまとめたんですが、マル、バツの間違いとかあるかもしれません。あるいは、項目の過不足があるかもしれませんので、もしあったらご指摘ください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） ありがとうございます。この中には、実際に移行作業において、移行作業途中のものもあります。そしてまた、計画書自体が、もう既に期限が切れている、失効しているような計画もこの中にはあって、それについては、先ほど第1答目のほうでご回答申し上げましたように、再度担当課に確認をとりながら、そこら辺のところを、もう載せなければいけないものは全部全て載せるように指示をしたいというふうに考えておりますので、そこら辺のところをご了承願いたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 承知しました。

ただ、切れた部分というのは、今度の第五次太宰府市総合計画の後期基本計画にこれが載っていたから、じゃああの部分ももう削らんといかんということにはなりませんけれどもね。そこは置きまして、この中で、ちょっと私、ざっと見よって、昨日の木村議員の都市計画に関する質問ありまして、あれっと思うて、ちょっとこれ、関連しますんで一緒に言いますと、真ん中辺からちょっと下のところに、都市計画のマスタープラン、これを今、つくっているわけですが、私も都市計画の審議会委員やっております、平成27年3月19日が私も最後の審議会ですが、その時点で、当時の市長が平成27年度までに策定すると。それで、事務局も、事務局は、辻部長さんとか、都市計画課長さんとかおられて、議会からは私と渡邊美穂議員が出とったんですが、たしかこれ、これ、議会側の理由ですが、総務委員会の正・副の充て職みみたいな形で出とった記憶があるんですが、4年間やったわけですよ。それで、事務局も目標年次を2035年度、平成47年度とし、平成28年度を初年度とする20年間計画ですと。この資料の第1章3項の目標年次のを明記されているんですよ。ということで、もう当然、もう平成27年度にでき上がったんじゃないかというけれども、ふと考えると、いつ報告を受けた記憶はないし、もらった記憶もないし。それ以降、だから、平成27年の選挙がありましたけれども、6月議会以降の議員協議会、全員協議会等、全部もう一回確認したけれども、報告はあってない。ただ、これ、事務局は、いわゆる地方人口ビジョンと地方版総合戦略を平成27年度中に作成するので、するのでというか、そういう流れになっているので、もしかすると調整が必要になってくるかもしれないということを言ってありますので、そういったことも関係しているのかなとは思うん

ですけれども、報告は受けてない。ただ、議会からはお二人、審議会の委員に出ていますから、条例の中では3人ですけれども、2人出ている。その関係で、別に報告がなくてもいいということかと思うんですが、そもそもその委員も、ちょっとあれですが、私の任期は平成28年10月、来月までなんですよ。委嘱状をいただいております。どうなっているのか知らんけれども、第4条で委員の任期は2年とする、再任は妨げないということだけで、交代に関する規定がないんですよ。この件はちょっと話がずれますので、確認しとってください。

ちょっともとに戻ります。ということで、都市計画等はそういうことなんですけど、ぜひ、何というか、こんな計画がいろいろあるのであれば、やはり出したほうがいいと。ただ、出せないものは出さんでもいいと思う。それだけの理由があるならばですね。その前に、議会と情報をやはりデータで共有をしていただきたいというのがすごくあるんですよ。我々市会議員も本とかももらいますけれども、なかなかやっぱりああいうのって活用が難しいんですよ。市のホームページにあるものを見ている。例えば例規集なんかは、もうあの分厚いやつをロッカーに、あんなん持っているの見たことないしよ。あんなん現実に扱わんと、やっぱりホームページからの例規集を見ている。ただ、更新されてないときがありますね、これも。ちょっと関連しますけれども。もう最終日にきちんとした議決で条例が可決された。もちろん附則の施行日というのはあるんだけど、何かそれから大分たつとるのを見たら前のまんまというのはあるので、マンパワーというのがあると思うけれども、それはやっぱりきちんとしていただきたいということ等があります。

それで、ちょっと進みます。もう一問あるんで。

それこれで、今度少しちょっと、少し技術的なことをまた言わせてもらう。大した技術的なことじゃないですけども、ファイル名ですね。いろいろなダウンロードするファイルですね。先ほどの行政情報、いろいろなPDFなんかでずっと掲載されていますね。あのときのファイル名が、何か統一基準がどうもないと思う。例えば、広報「だざいふ」なんかは、もう昔は、言うたらなんだけれども、何か思い思いに好きな名前をつけていましたね。何でこんなつけたのかなという。ここ数年は、何となくページに合わせたやつですね。だけれども、例えば、細かい話すると、pの1とpの2やったらpの2が下ですよ。pの3が下と。だけれども、じゃ、pの10というのがあったら、どっちかというとpの10が上に来たりするんですよ。フォルダーの中で。そういうのは、分割して載せるんだったら、やはりユーザーのことを考えると、名前の前にゼロを入れるとか、ちょっとした工夫をされると、非常にやりやすい。後々、使うほうがです。

立川市にこの前、5月やったですか、議運で視察に行かせてもらって、クラウドにアップロードするときの命名基準というのがつくってあるんですよ。立派な基準、クラウドへの情報共有システムというものをつくってありまして、議会、議員がみんなタブレット持って、ペーパーレスまではいってないんですけども、それに近い活用をされてあります。それで、職員さんも、幹部職員から全員持ってある。ただ、ご自分のパソコンですけどもね。そこでいろいろ

るな情報共有をします。そして、それぞれがアップロードして、クラウドでいろいろな情報の交換をするということで、当然ルールが必要になってくるということで、ファイルの名前づけに関してきちんとした基準をつくってあるんですよね。こういったものをぜひ参考にされて、今後のやはり情報公開とも大きくかかわってくると思うんですよ。

また、今ちょっと分割ファイルのことを言いましたが、例えば広報「だざいふ」で、一括して落としたいわけですよ。我々、例えば会議録は、あれは一括で落とせるんですよね。結構なボリュームなんですけれどもね。ところが、どういうわけか、広報「だざいふ」はもうページ、ページで分割しているんですよ。くっついたらとところもあるし。恐らく各課、課で担当されてあるところで、あぁなって、こうなってと推測するんですけども、要は、一般的にですよ、一般的な設定で、一般的なスキルの方で言うと、いっちょいっちょ、あぁって、もういらいらして、こうして、こうしたのをいっちょいっちょ見るか、そういうのが結合、マージする、ソフトなんかでくっつけたり、あるいはもちろんいろいろな設定でそういうふうなフリーソフトもあるんですけども、まとめて一括ダウンロードするのもあるけれども、しかし、やはりさっきのレストランと社員食堂の話じゃないですけども、クライアントに、利用者こそここまで求めたらいかないと思うんですよ。それは、やっぱりサーバーサイドでやるべきだと思う。サーバーサイドでそういったことができるように。あるいは、あつ、それと大事なことを一つ聞かないけない。サーバーの容量は、一度聞いたことあるんですが、現在どれぐらいですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 今こちらの手元に資料ございません。ちょっとご回答しかねます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 了解しました。ただ、もう何年前ですか、大分前ですけども、相当な、何ギガ、何十ギガだったと思うんです。とにかく図書館の本が幾つ、全部入るぐらいあると思うんですよ。ですから、そこに全体部分を入れてもいいと思うし、つまり、そちらのほうで公開する側で工夫をしていただきたいということがあります。

最後に、この文書というか、情報発信についてとても大事なことで、先ほどのこの中で三角がありますよね。この三角は、これはもうおわかりと思いますけれども、いわゆるイメージでもうPDFになっている部分ですね。もうスキャンしてそのままPDFにしたりとか。つまり文字情報がない部分。テキストがない部分ですね。これに関しては、例えばもうもらった部分とか、紙しかない部分は仕方ないですよ。仕方ないこともないけれども、仕方ないとしてスキャンしてそれでいいけれども、市が直接かかわって作成した部分であれば、文字情報を入れた、残したままでPDFにできるというのは、例えば今のオフィスファミリーで言えば、あれは標準でそういう機能がついています。ただ、市のところ、少し古いですけどもね。かなり古いバージョンではあったけれども、ついているんじゃないかな。ついてなければ、その変換することに関しては、いろいろなソフトがある。あるいは、印刷関係、業者に頼んだ部分に関

しても、そういうふうなファイルでもらったときに、それを残せという指示はできると思います。それをぜひやっていただきたい。それが、もうできないと非常に困ると、もう一つは、透明PDFというのがあるんですね。透明テキストというものがくっつける。1点、普通の、例えばこれをスキャンして、ただの検索したって、公式サイトというのは全然載らないけれども、ここに文字情報、いわゆるOCRでこれを文字情報をつかみ出して、そしてここにくっつけるという技術もあるんですよ。調べてください。ただ、OCRですから、100%じゃありません。何というかな、活用が乱用になったりすることもあるみたいだけれども、それはそれとして、役に立たないわけじゃない。かなり役に立つ。そういったことをぜひ進めていただきたいということで、そろそろこの辺は終わりますが、最後、最後から1つ前ですが、いつももう平成15年からこういった、この質問をやってきとるわけですが、たまに忘れたころにやるんですが、今回ホームページが新しくなったんでやったんですけども、いわゆるCIO、情報統括責任者ですね、こういうふうなIT関連の責任者、要するに当時、当時の助役さんは誰ですかと言ったら私ですというけれども、そうじゃない、そういう意味じゃないんですよ。その次の今度は市長さんに聞くと、今度は私ですって言って、どうもCIOとCEOを間違えてあるような気がするんですが、いわゆる情報に関して責任ある答えが、情報に関してできるかということなんです、そのことは置いときまして、結局そういう専門の部署をつくるべきじゃないかということの前からずっと繰り返して申しております。部署というのはどうやってつくるのかというのは私どもわかりませんが、例えば、例えて言うたらあれですが、スポーツ課というのができましたね。これは、スポーツ振興法を改めスポーツ基本法ができたんですよ。つまり法律によって、よし、じゃあつくるかということに格上げになったと、係から、と思います。あるいは、介護保険法ができたから介護保険課ができたんでしょ。というふうな法律の後押しがあってできるのかなと思うんですが、じゃあ、このITという本当に今から取り組まないかんものに関して何かというと、余りないんですよ。例えば、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法って長ったらしいのがあるんですが、目的はいいとしても、第11条に公共団体の責務として、地方公共団体の特性を生かした施策及び責務を有するって、何か何なの、わからんものなんですよ。これは何かというと、要するにもうどんどんやるのが当たり前ということだと思っただけですよ。だから、法律ができるのを待って何かするんじゃないくて、もうとにかく先にどんどん進むのが当たり前じゃないのというスタンスじゃないか。だから、逆に言うと、今ある法律というのは、何かを制限すること、余りやったらいけないよ、いけないよということのほうがあるような気がします。スポーツは逆、そうじゃないでしょ。スポーツはやったらいけないじゃなくて、どんどんやりなさいでしょ。ですから、そういったものをそろそろ、市長のお話によると、来年機構改革をやられるということで、当然市長のリーダーシップでやられると思うんですが、ここは副市長が長いおつき合いで私のこういった話も昔から聞いていただいとりますので、この機構改革に当たり、また、そろそろこういった部署の検討もいただきたいと思うんですけども、ご見解をお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 譲） 以前からこの情報の推進については議員さんのほうにおかれましては大変詳しくて、市のほうにいろいろなご意見をいただいているところでございます。今回、ホームページを新しくしたということで、いろいろお話を聞いてみますと、一定評価を得つつも、それからまだまだ改正していくところがあるんじゃないかというご意見でございまして、非常に参考にさせていただきたいというふうに思っております。ここを充実しますことで、住民サービス、そういうものへ非常に推進になっていくということであろうと思います。それで、今、組織の方でお尋ねでございます。それで、今のところ、文書情報課というところで推進しております。それで、新しいセクションをとというようなことでございます。現状を見てみますと、大体、普通の一般の職員がそこに配置されて、いろいろなそういう技術、情報、そういうものを得て今に至っているというところでございます。今のことは、研究、そういう部分はさせていただきたいというふうに思っておりますが、一般職の中にもそういう分野で非常に詳しい職員もおります。ですから、そういうところも考慮して、そういう経験、技術を積んで、できるだけ期待に応えるような方向で進まさせていただきたいと。現状のところはそういうことで、一応前向きに考えていきたいとは思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） よろしくお願ひします。何というか、何でも業者というか、確かにITというのはブラックボックスみたいなどころがありまして、難しい面もあるけれども、出てきたデータというのは自由に扱えるのであるから、何でもかんでも業者じゃなくて、職員の中には詳しい方もいっぱいおられて、いわゆる汎用ソフトを使っても、アクセス等を使って立派なシステムつくったりとかというのは、ほかの自治体なんかでもよくあられるわけですね。やはり大変な効果があると。IT推進課ざっと見ても、静岡市、小松市、室蘭市、川崎市、宇部市等々あちこちあります。非常に何か役に立っているような感じではあります。ぜひ前向きに進めていただきまして、最後に、先ほどちょっと議会のことも触れましたけれども、議会は、今からやはりIT推進化を進めていこうということで、タブレットの導入、あるいはいろいろな情報の共有をしていこうということで、まだまだ任意の研究会ではございますけれども、来月は壱岐市に先進地でありまして視察に行く予定もあります。

そこで、市長に最後に一言。そういうことで、議会もこのITに取り組んでいきますので、ぜひ行政と、先ほどの市民への情報発信はもちろんですけれども、例えば決算書一つでも、決算もあれだけ見たって、決算も予算もあれだけ見てもみんな何のことかわからんと思うんですよ。我々は、決算、事務報告書であるとか監査意見書であるとか、いろいろな資料と一緒にあれを持って事前に説明を受けて、ようやく、ああ、なるほどと少しわかるぐらいでしたよね。だから、まず我々が必要な情報をきちんとした形でいただいて、そして、我々が市民に説明する責任がまずあると思う。そういうことで、情報の共有に対してご尽力いただきたいと思います。

すが、ご所見をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ありがとうございます。

9月からホームページリニューアルしまして、早速いろいろなご意見が、結構早いピッチで入ってきているというのが正直なところでございます。やはりいろいろなところでアクセスして、いろいろなご意見、提案を受けやすくなっているのかなという感じがいたします。議員のおっしゃいました、議員の皆さんに一番情報公開といいますか、そういう提供というのは必要なことだと思っておりますし、その上で市民への情報公開等々、よく考えながら進めていきたいというふうに思っている次第です。

以上です。

（16番門田直樹議員「次、お願いします」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） 次ですね。

2件目の回答をお願いします。

市長。

○市長（芦刈 茂） 次に、2件目の手話言語条例の制定について、ご回答申し上げます。

聴覚に障がいを持たれた方々にとりまして、手話は貴重なコミュニケーション方法の一つであるとともに、情報収集手段の一つでも考えております。

この件につきましては、平成26年12月議会におきまして、手話言語法（仮称）制定を求める意見書の提出を求める請願書が提出され、全会一致で採択されたと記憶いたしております。

現在、条例制定している地方公共団体は、県レベルでの条例制定を含めまして全国で52団体ほどあり、福岡県内では、まだ条例制定している市町村はございません。

このような中、本市といたしましては、現在のところ条例制定までの考えには至っておりませんが、今後の福岡県や近隣市町の動向に注意し、適切に対応していきたいと考えております。

詳細は、部長から回答させます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 詳細につきまして、私からご回答申し上げます。

本市での聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいにより意思疎通を図ることに支障があります聴覚障がい者等の方への対応といたしましては、福祉課窓口到手話通訳員が常駐いたしまして、必要に応じて手話対応や筆談等による支援を行っています。あわせて、今年度からは、各課にコミュニケーション支援ボードを配付いたしまして、その活用を図るようにいたしております。

また、コミュニケーション支援事業といたしまして、意思疎通を図ることに支障があります聴覚障がい者等の方々に対しまして、通院や公的機関等に外出する際に、そのサポートを行う

ために手話通訳者や要約筆記者の派遣を行っております。なお、この派遣に要する利用負担はございません。

ちなみに、このコミュニケーション支援事業を利用いただきました件数といたしましては、昨年度実績といたしまして、手話通訳が41件、要約筆記者が5件の支援を行ったところでございます。

今後もこれらの事業の充実を図りますとともに、これからのサポートを担われます手話奉仕員養成講座の開催につきましても、継続して行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） ありがとうございます。

41回で、要約筆記者が5回で、条例制定しているところを見ると、石狩市が手話事業に100回、だから半分ぐらいですね。ここが5万9,000人でうちよりも少ないんですけどもね。条例があるかないかということで、その後押しがあるのかなあという気もいたします。

ところで、今日、森田議員の質問で、いわゆる障害者差別解消法の施行に伴いまして協議会の設置に関しまして、部長は4市1町で協議を重ねているということ聞いておりますが、これは、確かに設置が義務づけはされてはおりませんが、つくったほうがいいんじゃないかと思うんですけども、そもそもなぜ4市1町なのかと。こういうのって、いいと思えばどんどん、何で4市に縛られないかんのかなって、ちょっと聞かせてください。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 筑紫地区、こちら自治振興組合の中にありますつくしぴあ、そういったところを中心といたしまして、共同で現在も地域の自立支援協議会というのを設けており。その中で議論をしているということもございまして、4市1町でやったほうが効率的ではないかと、それぞれの市町村というよりも。そういうところで、その協議会の延長線上にこの支援協議会というのを位置づけておるという関係からでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 先ほど森田議員の質疑の中では、もういろいろなさまざまな、商工会であるとか警察であるとか、もういろいろなものというふうな考えもありますが、逆に、その障がい者さんの団体と民生委員と、それぐらいで、あるいは就労支援団体、のほうが身軽でやれるんじゃないかと。いっぱい構成団体が多くなると、もう動くのもよっこいしょで迅速に動けないんじゃないかという危惧もあるわけです。そもそもこういうふうなことに對して前向きに、今、理由は聞いて、その件に関しては納得するんですが、確かにみんなで作った部分ですからそこを中心にやっついこうというのはわからんでもないけれども、どちらかというと4市1町でやるときに、何か先に行くなよみたいな感じが少しあるんですよね。だから、そこは

そこで、一緒にやるならやるで、協議の中で、ぜひ引っ張って行ってください。太宰府がそういうなら先に進まないかなという感じでぜひやっていただきたいと。その件は了解しました。

手話動画に関して、ARってお聞きになったことないかもしれんけれども、拡張現実ですね。要するに写真とか、スマホなんかこうかざすと情報が入っているわけですよ。それで、何か動くのが見えると。例えば、人間がおるのがぽっと見ると、その人間が走ったりするというのが見るとかというやつですね。あるいはQRコードということで、いろいろなものが出たりとか、工夫がいろいろあるわけですよ。そういったことを先ほどのITとも関連しますが、やったらどうかということで、あっちこっちですが、菊池市とか、どこですか、埼玉県の三芳町ですか、手話講座なんかをやっていると。最初私もちょっとびんとこんかったのが、例えばこうして、手話の講座があるわけですね。ところが、それを見れるということは、文字情報も見れるということですよ。だから、情報を伝えるだけだったら、手話じゃなくても文字を出せばいいじゃないかと思うわけですよ。ところが、何といいますか、そうじゃなくて、手話というのが独立した言語で、手話を使われる方にとっては、それがまさに体感であるということであるようです。例えば、我々も講演会を聞きに行つて、わざわざ言つて話されるんだけど、原稿だけもらつて帰ればいいでしょ、別に聞かなくても。でも、その人の口から聞かれる、あるいは全体見たそのものが、いろいろな情報になるんだと思うんですよ。それと同じで、手話というのは、もうそれ自体が独立した言語であるということで、先にそういうふうな形で進んでいったらいいんですけども、さっきちょっと気になった面で、コミュニケーション支援ボードですね。窓口の支援ですね。もう余り時間ないんでちょっと短くしますが、これ、結局筆談ボードのことですか。

○議長（橋本 健議員） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（濱本泰裕） 今、門田議員言われたように、ホワイトボードでございまして、筆談を交わすというような形で利用していきたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 了解しました。

先ほどちょっと例として言いましたが、例えば、タブレット端末ですね。常駐されておられるということをおられましたので、そうすると、例えばあっちこっち、要所要所に市の関連団体とか出先、出先といいますか、もちろん社協であるとか何であるとか、事務所のあるところにはタブレットを置いて、緊急時にはその方を呼び出して、そこでやりとりをやるかということもできますよね。そういうふうなことは、条例ができて後押しになる、予算づけ等々も後押しになると思うんですよ。あるいは、当事者福祉推進委員会、ちょっと時間がないけん、いっぱいあるんですが、要は、手話条例をつくることによって、そういった施策がやりやすくなるということがあります。その前提で、手話というものが何なのかというのをもう一度言いますと、いわゆる聾者は手話で夢を見ると、この場合の聾者というのは、聴覚障がい者

の方で、手話を生活で使っている、主な伝達手段として使っている方のことを指しているわけですが、そういうふうな方々にとっては、もう手話というのは、単なるこれを見ればわかるんじゃないかという問題じゃあないということをまず理解していただいて、そして、この障害者差別解消法に基づく協議会をつくって、そして、手話に関する条例をつくって施策を進めていただきたいことをお願いいたしまして、終わります。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、9月28日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後4時29分

~~~~~ ○ ~~~~~